

平成25年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成25年3月12日（火）午前9時開議

日程第 1 一般質問

○出席議員（12名）

1番	森田義昭君	2番	今村好市君
3番	荒井英世君	4番	川野辺達也君
5番	延山宗一君	6番	小森谷幸雄君
7番	黒野一郎君	8番	市川初江さん
9番	青木秀夫君	10番	秋山豊子さん
11番	荻野美友君	12番	野中嘉之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
総務課長	田口茂君
企画財政課長	中里重義君
戸籍税務課長	長谷川健一君
環境水道課長	鈴木渡君
福祉課長	永井政由君
健康介護課長	小嶋栄君
産業振興課長	山口秀雄君
都市建設課長	小野田国雄君
会計管理者	荒井利和君
教育委員会 事務局長	根岸一仁君
農業委員会 事務局長	山口秀雄君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小野田吉一
庶務議事係長	伊藤泰年

行政安全係長兼
議事事務局書記

根 岸 光 男

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

○一般質問

○議長(野中嘉之君) 本日の会議は一般質問です。
通告順に従いまして質問を許可いたします。
通告1番、森田義昭君。
なお、質問の選択は一問一答方式です。

[1番(森田義昭君)登壇]

○1番(森田義昭君) 1番、森田です。おはようございます。本日は、初めての一般質問であり、地元支援者の方々も傍聴されております。主に教育問題についての質問ですが、何か自分自身が採点されるように地に足がついておりません。持ち時間60分、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、今日は3月12日でありまして、東日本大震災から2年が経過したわけではありますが、災害と申しますと、当町としても対岸の火事とは言えず、いつ起きても不思議ではないということを前提といたしまして、水害時における当町の備えについてお聞きしたいと思います。震災と違って前もってわかる、ある程度わかりやすい、例えば100年に1度の大雨とか台風とかでどれぐらいの量の雨が降れば堤防が決壊するのか、目安はあるのでしょうか。震災の日を契機に、再度確認のためお聞きしたいと思います。そして、決壊したとしたら何日ぐらいで水が引いていくのか、高いところもあれば低いところもあるわけですが、ここ役場のある場所ではどうでしょうか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(野中嘉之君) 田口総務課長。

[総務課長(田口 茂君)登壇]

○総務課長(田口 茂君) まず、ご質問は特に利根川を指していると思うのですが、どのぐらいの雨量があったとき、あるいは水位になったときに利根川が決壊するかということとあわせて、万が一水害が出てこの地域に水が入ったときに幾日ぐらいここに水がとどまっているのかなという質問だと思います。まず決壊について、基本的には現状国土交通省でそれらの整備をしておりますので、ここ何年もない状況が続いているとおおり、状況によって決壊するかもしれないという判断は非常に申しづらいのですが、いわゆる警報、こうなったときには注意してください。あるいは避難してくださいと判断するものがあります。

それについてお話をつながりますけれども、まず初めに、もともとなる水量をはかる場所が同じ県内の伊勢崎市の八斗島というところに国土交通省が管理している水位の観測所があります。そこが段階的に幾つか水位をはかって、こちらも含めて注意報あるいは避難判断をしてください。氾濫の危険水位になりましたということを出します。ご質問の決壊するという条件だと申しますと、今言った水位の中で氾濫危険水位が一応の目安の数値になるのかなという気がします。ちなみに、ここの水位が4.9メートルになったときには、氾濫危険水位という判断が下されます。当然そこから今議員がおっしゃられたとおり、伊勢崎から板倉のほうまで水が流れてくるには時間があります。おおむね3時間を見えています。そういう中で、さらにその水位が上昇

する見込みのときには、町としても避難指示とか、そういう具体的な指示を出すようなシステムになっています。

質問書の中に書いてあったところを補足させていただきますと、避難の指示を出す判断のタイミングですね、これについては、具体的には町長と国土交通省の利根川上流河川事務所とで直接やりとりをするホットラインができています。したがって、今申し上げた雨量の状況、あるいは今後の雨の状況、そういうところをお互いに情報交換をしまして、最終的には町長から避難の指示を出すという形になっています。

それと、もう一点は、どのくらいということですが、この辺については、国のほうで調査が過去にされています。具体的には14日程度かかるのではなかろうかということです。ただ、このときの調査が、具体的には隣の市の古河市、それと向かいの加須市を中心に調査がされています。当板倉町については、渡良瀬遊水地が決壊した場合には、このぐらいの水がとどまっているだろうという調査結果になっています。その2週間程度という内容につきましては、いわゆる50センチ程度以上とどまっているということで1メートル、2メートルということではないのですけれども、排水ポンプを使っても使わなくてもそういう状況になるだろうという調査結果が、平成20年度だと思っておりますけれども、発表されています。

それと、町で昨年からいわゆる防災についての講習会ということで、皆さんにこの防災の意識を高めるための講習会をいろいろところでやらせていただいています。その中で、群馬大学の協力をいただきながらDVDをつくったのですけれども、その中に過去のカスリーン台風時の水が引く状況を経験者から聞いているものがあります。そのときもやはりこの地域については、10日から2週間程度水が引かなかった状況があったと聞いていますという話も出ていますので、先ほどの国の調査等も含めて、50センチ程度の水の水位については、10日から2週間程度は、やはり引かないのではなかろうかということで考えていますので、よろしくをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 2週間程度引かないということでありますので、その間の食糧の備蓄とか水の備蓄とかというのは、どれぐらい確保されているのですか。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 基本的には、この備蓄の関係については、今言ったように10日、14日とまでは備えておりません。町とすれば、基本的には3日間程度、いわゆる備蓄ができればいいということで考えています。その前提となるのは、やはり基本は大きい災害、災害にもいろいろあると思うのですけれども、基本的には公的なもので備えられるもの、それと個人でふだんから備えておかななくてはならないものという形になろうかと思えます。したがって、10日なり14日分を非常時のために備えておくためには、やはり全体としての財源もありますし、現状では不可能だと考えています。したがって、食糧、水の備蓄についても、個人の方に、先ほど申し上げました講習会等も通じてお話をつないでいるところですので、よろしくをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ありがとうございます。とにかく災害は忘れたころにやってくるというより、最近ではいつ起きても不思議ではないという認識をすべきと思っております。町民一人一人が常に心がけを持

つことが必要かと思えます。それから、水害だけではなく地震による災害もあります。比較的板倉町を含めこの周辺は安全な地域でもあるようですが、災害に強いまちづくりを進めることが肝心であると思えます。最近日光では大きな地震がありました。また、先月館林などでは、水害ではなく直下型大地震を想定した避難訓練をしていましたが、板倉ではそのような予定はどうでしょうか。ケーブルテレビでしたが、東毛地区直下型大地震という名目でしたので、当然板倉もその範囲かと思えます。何事も備えあれば憂いなしといえます。災害に強いまちづくりをしてほしいものです。もちろん個人の心がけも必要であります。365日24時間注意をするというのも現実的には限界があると思えます。自分自身を守って家族を守って近所の人を助けて、町全体が災害に強くなっていくのが理想かと思っております。安心、安全のまちづくりは、町長としても1丁目1番地だと思っております。

最後に、いま一度町長の当町の安心、安全における考えを伺いたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。今日は、大勢の傍聴の皆さんがいらっしゃって、非常に議員さんもやりがいがあると思えますし、私も答えをできるだけ努力したいと思えます。

ただいま質問がありましたが、漠然とした答えになるかもしれませんが、いずれにしても、安全安心は全国民あるいは世界民共通の願いであります。最近それが年を増すごとに、また東北の大震災を契機に、さらに神経質になり過ぎるぐらいという表現をすると怒られるかもしれませんが、非常に敏感になってきておりますし、またそれはあのような経験も踏まえ、昨今の異常気象等を見るときに当然のことだろうと思っております。町においても、全てについて安全安心をとということはもちろん、多面的、多角的に計画したいと思っております。その実施に向けて全力を挙げるという姿勢はあるわけですが、大きな財源も必要としますし、また行政だけが町民の皆さんの命を守るといっても、たかが150人前後の職員でもありますし、やはりそれには町全体の組織的なもの、あるいは事前に予測をして整備するべきものとかいろいろ分類をし、行政でできるものはできるもの、そして最終的には、例えば地震1つとりましても、地震に強い方、地震に弱い方がいらっしゃると思っております。かなり揺れても平気な方、平気過ぎてもしかしたら潰されてしまう方、あるいはちょっと揺れただけでも飛び出してしまう方といろいろあると思えます。例えばそれと同じように、できればこの時点ではこうしていただきたいという目安的な方向性は、町として当然指導していかなければなりません。幾ら町が言ったとてこの程度であれば私は大丈夫だというようなことで被災をされた場合には、手の施しようもないと思っておりますし、そういう意味では、かなりの部分自己責任ということも当然あるかとも思っております。自分の命は最終的には自分で守るのだという姿勢も、東北の震災1つ例を見ましても、そういったものの明暗がはっきりと結果として統計上調査上出ている面もありますので、官民一体となって一生懸命常に目標に向かって進めていくということでございます。そういう意味ではご指摘のとおりでありまして、我々も一緒に真剣に、あるいは先頭に立って頑張っていくつもりでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ありがとうございます。今町長の決意を改めて確認して、自分としても5カ月前の選挙でのスローガン、住みやすい板倉を目指しての趣旨に通じるものがあると大変ありがたく思います。

もちろん、安心、安全だけではなく、福祉、明るい学校づくり、企業、農業活性化、その他いろいろな問題は山積みではありますが、一つ一つ真摯に取り組む気持ちでありますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移りたいと思います。いじめについてですが、その前に教育現場の質問でもあり、教育長が1月にかわられましたので、私の質問に関係なく、鈴木教育長が目指す教育方針とはどんなものかお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 初めまして。今までになく私も緊張感を覚えています。初のこういう場で、これまでやってきたこと等お話しできればと思っています。お話の教育方針ということですが、私自身はこれまでの経験を踏まえて、現在実践している事柄、あるいは過去において実践した事柄等を精査して、不易流行という考え方で運営していきたいと思っています。つまり、不易流行といいますから、古いものについては、いいものは残すと。そこにまた精査して、これはあかぬと、だめだという場合にはそれを切って新しいものを入れて、進歩していこうという考え方でいきたいと思っています。

それから、基本的には私は授業が一番であると。授業第一という形で今後学校等に指示をして、頑張っていきたいと思っています。

それから、個人的には、全て子供の目線に立って考えるということでもありますから、性善説というようなことを私は思っています。つまり、子供はいいものを持って、あるいは善を持って生まれてきていると。必ずいいところがあると。そこを伸ばしてやろうではないかという考え方です。それを見つけるのが教員ですが、子供と接する中でどんどんそのいいところを伸ばしていこうというところで、その2つの考え方、不易流行、そして子供に対する性善説といったものを持って教育行政に携わっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ありがとうございます。それでは、いじめの質問に入りたいと思います。

私事ではありますが、3人の父であり、長い間PTA活動にかかわってきました。幸いにも小中高といじめに関してここ板倉で遭遇しなかったような感じがします。ただ、全国では最悪のケースが幾度となくニュースで流れています。一人の親として何度も心を痛めております。このようなニュースを聞いたときに、子供たちと話をし、ある日の夕食時にテレビのニュースでやっていましたときに、「板倉ではあのような事件がなくいいね」と子供に言いました。すると子供は、「大人が知らないだけだよ」と返してきました。「じゃ、板倉でもいじめがあるんだ、そういうときは先生に言わなくちゃだめじゃないの」と言うと、今度は「先生も知っているし」と、びっくりです。「誰がいじめられてるんだい」と聞くと、その答えに「私だよ」と。これにはまたまたびっくりしました。被害者意識の強い自分の娘でしたので、今思えば意識だけで事なかれでよかったと思います。

ここで実際にいじめを経験した元教師から聞いた話を2つほど紹介したいと思います。2つとも中学校の話です。板倉中学校ではありません。1つ目は、A子さんという女子生徒が入学式の日体調不良のため欠席し、数日間欠席を続けた後に登校したものの、新しいクラスの環境になじめず休みがちになりました。数

人の男子生徒がA子さんをばい菌扱いをしたのをきっかけに、A子さんを無視する雰囲気広がりました。A子さんの机に触れたり、A子さんとすれ違ったりすると触れたと思われるところを手で拭い、キャーキャー言いながらその手を別の子にさっとこすりつける生徒も出てきて、その行動があっという間にゲーム化していったというのです。A子さんは、小学校のときに給食のパンを机の中に隠され、しばらくしてカビてしまった状態で発見されたときに、ばい菌がつくと、いじめられたそうです。以来ずっと無視されてきたといえます。いじている生徒たちは、A子さんを汚い、暗いと言い、自分がいじめられるのを恐れていじめる側についていったというのです。

2つ目の例は、B子さんがプラスバンド部のパート分けがきっかけで同じ部のクラスのC子さんに嫌われ、C子さんは人を動かす力があつたといひ、部活動ではリーダー的な存在になっていました。周りでは、C子さんに意見が言えなくなつていたといひます。そこからいじめが始まり、B子さんの机はチョークで落書きされ、さらにチョークの粉をまき散らかされる。ノートや教科書がかばんから出されて床に投げ捨てられる。椅子には針を上に向けた画びょうが置いてある。靴にも画びょうが入れられる。なくなつた靴がプールから見つかるということもあつたそうです。通学用の自転車はパンクさせられる。部活で使う楽譜には「ばか、死ぬ」などとなぐり書きがされる。無視されるか「うざい、キモい」と言われる。異なるクラスの生徒も加わり、良心的な生徒も自分がターゲットになるのを恐れ、いじめに加わるか見て見ぬふりをするだけではなく、口を閉ざしたというのです。B子さんは、不信感と不安感が蔓延し、授業中でも落ちついていられなくなり、不登校になつてしまつたといひます。

この2つのいじめについて学校側でどう対応したのか聞いてみますと、A子さんの場合は、放課後誰もいない教室でA子さんの苦しみや悩みを聞き、先生が必死に寄り添ひ、欠席したときは家庭訪問を必ず行ひ、保護者との連携を強めたといひます。学級生活指導でも生徒たちの成長段階を踏まえ、仲間づくりとしての人とかかわり方、思いやりなど、心の育成を日々取り組んでいったといひます。そして、1学期が終わるころにA子さんから笑顔が見られたと聞きました。事例2つ目のB子さんの場合は、教職員全員で取り組んでいきましたが、教師の指導は後手に回り、B子さんは転校していったといひます。同じ学年で数名の生徒が転校したということで、担任の先生は心病んでしまひ、病休をとつたということです。こちらは、解決に至らなかつたようです。

本当にテレビドラマのような話ですが、これを話してくれた元教師の方は、今でもこのことを振り返るたびに心に震えが起きて、自責の念にかられるそうです。町内の学校ではありませんが、今板倉町の小中学校でこのようないじめが発生しているのでしょうか。教育委員会では把握をしていますか。また、新教育長さんですので、いじめについての認識をお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） お話のいじめの件、かなりショックの気持ちが強ひのですけれども、チームを組んでそのいじめをなくして、我々としては生徒が戻つてきたというようなお話がありましたけれども、どちらかといひますと、やはり隠れたままで表に出てこないという部分が強ひかと思ひます。町のいじめの実情ですけれども、いじめというようなことで、その程度の差はあると思ひますけれども、月に一、二件届いております。ということは、町内においていじめは存在していると言えらると思ひます。

いじめとといいますのは、一定の人間の関係あるものから心理的な物理的な攻撃を受けると、今ばい菌とかチョコクの粉とかいろいろな話がありましたけれども、精神的な苦痛を受ける、これが一番難しいいじめの形だと思いますけれども、悪口や仲間外れといった心理的苦痛もいじめになります。それを受けて学校では、学校生活アンケートを毎月実施して、上がってきた事案には、お話にあったようなチームを組んで対応しているところですが、そういう意味では、学校全体で取り組まなくてはならないことは、当然わかっているわけですが、埋もれてしまって表に出てこないのもあると思います。これは、報告を受けた件数ですので、その日のうちに解決したというような件数も含めれば、その事案については、もうちょっとあろうかと思えます。

いじめに関しての私の見解とといいますのは、やはり早いうちに芽を摘もうと、そういう傾向があったならば必ずサインはあると思います。それがしっかりとした情報であるならば、即学校と親、連携して行動に移すということ、これが一番の早道とといいますか、解決ができる方向性だと思います。いろんな提案がありますので、これということは言えませんが、とりあえずそういった即行動に移すというようなこと、情報を入れて指導していくというようなことが必要かと思えます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） この件に関しましては、町長はどのような認識をお持ちでしょうか、お願いしたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） いじめの実態については、ただいま教育長が当町においてもないことはない。あると。月に一、二件はあるのだというようなことであったと思えます。このところ、PTA関係や育成会の総会などが行われておりまして、挨拶を求められます。こんな表現をさせていただいております。いじめということではないのですが、子供をどの範囲まで子供というかは別として、小さいうちの小学生程度も含め、子供は文学的に天使という表現をされます。生まれたときから真っ白で、いわゆる何色にも染まる可能性もあるということであろうと思ってそういう表現がされているのだらうと思えます。また逆に、同じ文学的な表現で、子供は悪魔である。小悪魔であると。餓鬼、鬼であるというような表現もされているところも事実でありまして、それは天使であるがゆえに何色にも染まるわけでもありますが、いわゆる悪魔的な子供として、全てのゼロから出発して、いい悪いがわからず何でもかんでも全部吸収をしていくという、そういう性格を持っている関係上、万が一悪い面ばかりを全部吸収していく可能性もあるわけですが、それが伸び切ったときにまさに悪魔にもなるのだというようなことだらうと思っておりまして、本来攻撃をしたり守ったり、あるいはいじめたり、人間は特に成長期にはそういう意味であることがもしかしたら自然なのかもしれないということです。しかし、その一方で、いわゆる大事な一生を無にするような悲惨な状況も起こることがまさに今日でございますので、それはまずは家庭、まずは地域、地域というより学校、この2つでおよそ1日のうちの大半を過ごすわけでありまして、両者がまさに責任を持って、悪い芽を小さいうちに摘むことが、それ以外ないのだらうと。そういうための家庭教育であり社会教育であり学校教育ということを考えれば、もう一度人の家の子供を育てる、叱れる親にならうというような地域スローガンもありましたが、人の家の

子供を怒るためには、自分の子供もしっかりと怒れなければ適切な親ではないわけでありまして、その逆のケースを私いっぱい見ますよ。うちの実ちゃんが隣の義昭となんて自分の家の子供をちゃんづけして自分の子供の友達を呼び捨てにするような、非常にそういう意味では家庭も教育力が全くないというような状況も危機感を感じております。そういう面、それぞれの立場でしっかり教育力を発揮するよということも、教育長とはそういう指導、学校でも親の指導もしていかななくてはならないような非常に複雑な社会になってきていると認識をしております、難しさも含め、一言では申し上げられませんが、真剣に対応しなくてはならないと感じております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ただいま天使と悪魔と両方言われて、これは見ようで大変、先ほどの教育長さんの話ですと、性善説という話が出ましたので、それに当てはまるかと思えます。天使と悪魔両方持っているのですね、きっとね。俗にいじめの加害者や先生に聞くと、あれは遊びだったと犯意を否認しますが、遊びといじめの境があるとしたらどうでしょうか。遊びは性善説、いじめは性悪説、辞書には、「遊びとは自分のしたいことを楽しむこと、いじめとは弱い者に対して意識的に嫌がることをして楽しむこと」とあります。本当に悪魔ですね。辞書にもこんなにわかりやすく、誰が読んでもはっきりと明確に書いてあります。事件後の加害者や教育委員会、先生を含め、このような遊びだったと弁明するのは、かなりポイントのずれた苦しい言いわけだと思います。辞書と教育委員会とあるいは学校のいじめの定義は違うのでしょうか、教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 差はないと思います。卑劣な行為は卑劣だというようなことを承知していると思います。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ありがとうございます。いじめの定義について、はっきりさせて対処することは必要だと思います。問題は、子供のいじめとは陰湿であり、なかなか表に出にくいのが特徴です。被害者に何かあったときに発覚するように思います。友達も見て見ぬふりをしますし、学校や警察が幾ら啓蒙活動で、校内暴力などを見たら生徒は積極的に先生に声をかけてほしいなどと指導しても、生徒はちくりとか告げ口とかレッテルを張られ、今度は自分がいじめの対象にされてしまうのです。もし運よく先生のもとに相談したとしても、先生は先生で、ならば自分のクラスで解決しようと表には出さない。よしんば、校長先生まで行ったとしても、校長先生も学校内で解決しようとするでしょう。時間だけが過ぎてしまいます。その間にもいじめは継続されているのです。そして、最悪な結果となって表に出てくる。これは、決してオーバーなことではなく、現実の大半がそういうことではないのでしょうか。ならば、そうなる前に予防策が必要、かつ重要と思いますが、どうでしょうか。アンケート調査などはしていますか、お聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 事前の対応策ということでアンケートということでございますけれ

ども、小学校、中学校ともに毎月アンケート調査を実施しております。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ありがとうございます。以前のこの一般質問のところでカウンセラーについて先輩議員がお聞きになったものを読んだことがあります。カウンセラーは、どちらかという受け身的であり、生徒から勇気ある相談が必要で、もし自分の中にしまい込んでしまったら打つ手がありません。何か積極的な予防策があれば伺いたいと思います。いじめに関しては、保護者も自分の子供がいじめに遭っているかどうかは、なかなか相談を受けなければわかりません。いつも親子で話を小まめにしていれば、様子が違えば不思議に思うかもしれませんが、子供が部屋に入ったきりになると様子も伺えません。親子で親密な関係を持つことも当然大事になりますが、学校としてもPTAの一体化による保護者との連携については、どのようなことがあるでしょうか。

埼玉県は川口市ですが、町全体、PTA全体でパッケージとして取り組んでいる黄色いリボン運動というのがあります。これPTAが主導で町全体で取り組んでいるらしいのですけれども、板倉でもこのような考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいま森田議員がご紹介してくださいました黄色いリボンのことですが、多分これは埼玉県川口市の運動かと思えます。川口市では、いじめゼロ中学生サミット、「しない！させない！ゆるさない！」という合い言葉で実際にやっていて、子供たちのスローガンづくりとか、これはイエローリボンというのは、いじめ宣言をした子供たちがその黄色いリボンを胸かどこかにつけるといことだと思えます。板倉町自体としては、なかなか具体的な方策までまだいっていないのですが、群馬県ということでお話をさせていただきたいと思えます。

群馬県の来年度のいじめの関係の活動といたしまして、これはまだ計画の段階ということでご理解願いたいのですが、児童生徒の主体的ないじめ防止活動、支援事業というものを予定しているそうです。この中で、いじめ防止サミットを夏休み中に小中学生全部を集めまして、全部と言いますが、各校の代表者を集めましてサミットを行い、その後、年が明けてから3学期中に各市町村ごとにいじめ防止子供会議を持ちたいと、こういうお話がただいま進行中でございます。これを受けまして、板倉町としまして、1つは夏のサミットへの代表者の参加、それと町全体といたしまして、子供たち自身による子供たちのためのいじめ防止の事例発表やスローガンなど、そういう活動を行えばということで、これから考えていきたいと思っています。

また、この運動が出てきた背景といたしましては、群馬県の藤岡市に、東中学校という学校があるのですが、そちらの学校区で実践が既に行われているそうです。この学校区の中には、小学校が3校、そしてただいま申しました東中学校が1校ということで、全部で4校の小学生、中学生が集まりまして、サミットに近いような、自分たちの学校でいじめに対して何ができるかということを取り組んだ事例報告、それと4校全体で何ができるかという話し合いを行って、それぞれの学校に持ち帰っていじめ防止の活動を行っているという、そういう事例が1つのモデルケースとして挙がっているということをお伺いしております。このような理想的なお話になりますけれども、これを目指すような形で板倉町も何かそういう事前防止、そして子

供たち自身による子供たち自身のためのそういった活動ができればと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 今話を聞いていますと、その町の話をやその町風に話をされるので、何か板倉町の話ではないような感を受けたのですけれども、その辺認識を持って板倉町に持ち帰って、いじめがないようにお願いしたいと思います。

それと、今群馬県の話がされましたのでお聞きしますが、先日3月2日の上毛新聞の記事で、「前橋地方法務局が学校のいじめで救済手続を始めた人権侵害事件は79件」と載っていました。板倉町では、この中に入った事件はないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 板倉町では該当しません。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ありがとうございます。加害者は、子供もその保護者もいじめは悪いということに対して認識が常に甘いです。何しろ遊びの延長くらいにしか考えていないのですから。もちろん板倉では十分な予防策が確立されつつありますので、これから期待もしますし、見守っていきたいと思います。議論詰めるところはいっぱいありますが、よろしくお願いします。子供たちをいじめの環境に置かない。そのような環境をつくらせない。これは周りの大人たちができることかと思えます。

いじめに対しての関連事項で、最後に新教育長に一言お願いをしたいと思えます。私の家は、小学校の近くなのですが、近所の人話で、以前その家に時々、かなり前ですけれども、教育長さんがお茶を飲みに来たそうです。学校の様子や子供たちの様子を聞いていったとか、こんなふうに学校の周りに住んでいる人たちに耳を傾けるといっても大切かと思えます。忙しい教育長さんですが、たまにはどうでしょうか、そんな道草も勧めたいと思えますが、意見を伺いたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 私もぜひそういう形で参加してみたいと思えます。現在1月21日以来いろんな会合がありますけれども、全て出ていろんなお話を伺っているという状況です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今の関連については、私もたまたま友人から聞いたことがございます。西小学校のある校長先生ですが、有名な校長であります。学校の中だけではやはりわからない面がいっぱいあると。近所のご家庭で、例えば遅刻をした子供が、遅刻をしたという罪の意識みたいなものが小さくてもあって、朝礼が始まっている時間帯だけれども近寄れない。例えば、近所のおばちゃんと一緒に、「大丈夫だよ」と言って送っていってくれるとか、いろんなもしかすると各学校の近隣の人もそういう学校の先生方に見えない面の実態を把握していることもあるかもしれませんし、また陰ながら学校という身近な存在に長年つき合ってきているわけですから、先生のあり方はあれでいかがかとか、いろんなご意見もお持ちだろうと思ってお

りまして、その先生などは必ず年に一、二回、いつも近所で学校の子供たちお世話になりますねということでお茶飲みに来てくれると。もしかしたら同じ人かどうか、森田議員が聞いたのはわかりませんが、そういうことで、ぜひ私のほうも毎日お茶飲んで歩いていては困りますけれども、たまにはちょっと寄って、そういうご近所の子供の様子もどうですかぐらいの声かけができる配慮を、広い視野を持っていただきたいと思って推奨したいと思います。

また、いじめについては、何としても小さな芽のうちの発見が必要だろうと思っています。それは、基本的には先ほども言ったように親と学校、親は仕事をしていたり、学校にいる時間が一番長いのですね。従って学校の先生が教育の中で監視能力を昔ほど注意を払っていないのではないかという、そういう言い方をすると先生方には失礼ですけれども、小さい芽のうちに、学級の中でちょっと異変があるということも含めればそういった実態を把握できるのは先生きりいないのですから、そういう面に注意を払うようにという指示もしております。また家庭では、子供はだんだんしゃべらなくなるのですから、どちらかがしゃべりかけなければ答えられないという図式にだんだんなっています。しかも、成熟した社会ほど、部屋も全部自分で持ち、昔は1つの部屋で、お金がないということを前提に電気も1つでしたから、あるいは少なかったですから、テレビも1つ、全部いやが応でも家族で御飯も食べ、そういう家庭環境にあったわけですが、成熟をしたいいわゆる進んだ社会になると、そういうマイナス面がすぐ出るということで、それを親のほうが1段上に立って、子供が話さなければ親のほうが1段上に立った考え方から1段下がって、今日は例えば私など時々そういうことを孫にやりますけれども、実際は行き会っていないなくても、「今日は役場の帰りにおまえあそこで見たけれども、先生に怒られてなかったか」なんて、例えばこちらから話しかければ、孫とおじいちゃんでも会話ができるということも含め、親が真剣に子育てをしてもらうためのそういう姿勢から、要は話し合いを積極的にやっていただくような対応策を学校からも指導せよということにしております。

いろいろありますが、そういう意味で、本当に起こってしまったのは悲惨でありまして、その前段の状況というのはあるということですから、真剣に教育長を中心に対応させたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ありがとうございます。では、次の質問に入りたいと思います。

今度は先生の体罰についてです。これも今年2月23日の読売の群馬版に載っていたのですが、「県立高校の教員の体罰認定、県教育委員会方針」とありました。この事件は、運動部の3年生がコンビニで買った食べ物を店の前で食べ散らかしていたのです。それを顧問の先生が見まして、頬を平手で1回はたたいた。新聞では、これでも体罰と報道していましたが、県教育委員会では処分せずと、良識ある対応かと思います。これは、多くの父兄がうなずいたと思います。いじめでも何でもなし。店の前で食べ散らかしていた。それでも体罰となっているのです。教育委員会が過敏に反応し過ぎと思いますが、食べ散らかされたお店の主人の注意だったらよかったですのでしょうか。とにもかくにも先生は手が出せない。学校の先生による体罰は、今大きな社会問題となっております。ご存じのとおりです。体罰が原因とされ、自殺に追い込まれたということから、マスコミ等で大きく取り上げられました。最近、文部科学省から群馬県教育委員会を通して体罰に関するアンケート調査が小中高の学校と保護者からも回答をとるということでしたが、どのような内容だったのでしょうか。体罰があったと書かれた回答はどれぐらいあったのでしょうか、板倉の場合をお聞きしたい

と思います。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 今ご指摘のアンケートということですが、保護者のほうからアンケートの中身、具体的に書きなさいと、書いてくれというようなことでアンケートをとったわけです。形は、封筒へ入れて、そして担任は開封しないと。開封しない形で管理職等がそれを開封して調べるということで、担任はタッチしないという形でアンケートをとりました。結果ですが、小学校のほうで2件ありました。内容的なものは、隊列を離れたものですから、ランドセルをしょったまま引きずり回すとか、あるいはちょっと足蹴りといいますか、したような結果があるのですけれども、その場で校長がまずいということも含めて指導をしたということですが、その2件が報告されています。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ありがとうございます。最初にも言いましたが、自分はPTA活動が長く、親しい先生も多く、何かの席ではいつも「うちの子が悪いことしたらげんこつの1つや2つお願いします」と言っていたのですけれども、げんこつとマスコミで取り上げられている体罰では違うような気がしますが、教育委員会ではどのように考えていますか、お聞かせください。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） お答えします。

今朝も私立高校で6校9件というような体罰の事例が出ていましたけれども、悪さ、つまり不正不品行為に対してのげんこつというようなことですが、その程度には微妙な差があると思います。こぶができたのかできなかったのかというようなことも含めまして、つまり暴力かどうかの判断ですが、こういうのがございます。学校教育法ですが、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」とあります。したがって、愛情のあるげんこつでも肉体的な苦痛を与えた場合には体罰というような認識です。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ありがとうございます。げんこつがエスカレートして暴力に発展することはないと思います。それから、結構手を出す先生とはお母さんたちにも有名なところがあって、意見を聞くとやはり二分されるのです。げんこつだけでもだめといった意見と、げんこつぐらいはいいといった意見があります。自分は体育会系なので、げんこつは当たり前と思っていました。今の答弁では、全て手を触れたら体罰になるのだということですので、部活動などで指導する先生方は、今以上に難しくなるだろうと思います。しかし、体罰は本当にはしてはいけないこと、でもそれによって先生が消極的になってしまい、先生方の雰囲気陰りができたりするのではないのでしょうか。もしかして言葉で子供を納得する力が先生方のほうで弱くなってきている感があると思います。それで手が出てしまう。悪いことしたときのげんこつとびんた40発は

全然時限が違う世界だと思えます。先生に本当に必要なのは、暴れた子供を取り抑える力も必要です。優しい思いやりの気持ちで包む両手も必要だと思えます。信頼関係を築くことこそが悪さをしたときのげんこつは、ありにつながるような気がします。そのときのげんこつについて、もし許される範囲があるとしたらお聞きしたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 非常に難しい問題だと思えます。私もそういう形で過去育ってまいりましたので、げんこつ、鍛えるためのげんこつはしょうがないなということで、要するに耐えることが美德とされていたような時代もあったように思えます。ただ、やはり部活に関しては、私今も昔も絶対に手を上げてはならないと思っていますし、手を上げないと強くなれないという考え方はまずいと思っていますし、その指導者としては失格であるというような気持ちがあります。一人格者ですので、絶対に手を上げてはあってはならぬというような気がします。

そこで、もう一回お話ししますと、肉体的苦痛というようなことですが、やはり冷静さを失った場合の行為ですね、これはやはり肉体的苦痛を与えるものではないかと思えます。それから、もっと言いますと、部活以外でも用便を許さない、あるいは食事時間を過ぎてても食事をとらせないといったようなものは、もう完璧にこれは肉体的苦痛ですから体罰になると。あるいは辱めたり暴言を浴びせたりというようなことも精神的な苦痛を与えるという意味においては、体罰であると考えています。ですから、そういう形で学校にも中身を伝えることによって指導したいなと思っています。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ありがとうございます。どちらにしても、先生の良識とともに親の良識としつけが必要かと思えます。ともにしゃくし定規でない板倉教育委員会の良識にも期待したいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移りたいのですが、あと2つほどあるのですけれども、この時間ですと中途半端になってしまいますので、1つだけどうしても、順番変わりますけれども、聞きたい事案があります。食品のアレルギーについてなのなのですが、これも上毛新聞の記事からとって読ませていただきました。「高崎市教育委員会が急性アレルギー反応を緩和する自己注射薬エピペンの使用方法を学ぶ研修会を行った」とありました。板倉ではこのような予定はありますか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 食品アレルギーの関係ということでご質問ですが、ただいまご指摘がありました薬品のエピペンですけれども、これはアレルギー症状そのものを治すものではなくて、アレルギー症状が出た場合に緩和する薬ということをご存じかと思えます。このエピペンは医療品ですので、当然医師からの処方によってその対象となる子供が持っていることとなります。現在板倉町におきましては、1人該当者がおります。ちょっとこれは児童特定につながりますので、どこの学校とは申し上げませんが、その学校におきましては、全職員に対しましてエピペンの使い方を確認、講習をしております。職員室にそのエピペン、それとその子供に対する処方箋等を書きましたファイルですね、それを一括して置いて、もし万

が一そういう症状が出た場合には、すぐに対応ができるように体制をとっております。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 大変安心いたしました。これからもよろしくお願いします。

まだ通告した質問があるのですが、何しろ初めての質問であり、時間の配分がうまくできず、この後の質問ができません。答弁書を作成された執行部の方には大変申しわけありません。次の機会にしたいと思いません。どちらにしましても、自分が議員で活動している限りは、この問題には常にかかわっていきたいと思います。これからもどうぞよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で森田義昭君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時15分といたします。

休 憩 （午前10時00分）

再 開 （午前10時15分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、小森谷幸雄君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[6番（小森谷幸雄君）登壇]

○6番（小森谷幸雄君） 6番、小森谷でございます。通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、予算編成について質問をさせていただきます。3月定例会議は予算議会と言われるように、大変大切な事案がございます。そういった中で、個々の具体的な事業云々ということは別にさせていただいて、25年度の本予算が決定するまでの過程についてお伺いをしたいと思っております。

私どもの手元に分厚い予算書が配付されるまで、その間の過程の審議については比較的説明もなく来るというような状況かと思えます。そういった中で、先般の議員協議会におきましては、25年度の各会計の予算案及び一般会計における主要事業というものが内示をされました。また、昨日の定例会におきまして、町長の施政方針の中で、25年度におけるポイントが説明されました。安心、安全のまちづくり、教育、産業振興、インフラ整備、エネルギー、企業、商業施設誘致、合併、あるいは利根・渡良瀬架橋と、明日の板倉を実現すべく熱く語っておられました。これらを実現するためにも、堅実な予算と事業実施が強く求められるところでございます。

予算案が提示されるまでには、一般的に11月から3月の約5カ月ぐらいの期間をもって作業が行われると想定をされます。当然ながら多様化する町民ニーズに対応するため多面的に議論され、いわゆる事業計画を作成するために事業の優先順位、業務の改革改善、目標管理、あるいは設定、各組織内で議論があったものと推察されるわけでございます。一般的な予算編成過程は、各自治体において多少の違いがあるかもしれませんが、基本的には次のような過程をたどるかと思えます。予算編成方針の各課に対する通知、予算要求書作成提出、財政課によるヒアリング、首長査定、予算案公表、議会上程議案審議、議決というフローをたど

ると思います。

この中で、今申し上げたフローの中で、ポイントになるのが3つほどあるかと思えます。1つ目が予算編成方針の通達でございます。2番目が予算要求書の作成提出段階でございます。3番目が予算査定の段階であります。

まず、1つ目のポイントに当たります予算編成方針でございますが、予算編成方針については、基本的には首長が全職員に対して予算編成基準である社会経済動向、あるいは国、県の動向、あるいは当該自治体の財政状況等が説明され、予算編成における内容が通知されるものと理解しております。当町での予算編成方針の周知についてお聞きするわけでございますが、他自治体ではこの予算編成方針そのものを公開している自治体もございます。当町では職員への通達をどのように行っているのか。そういった点からお尋ねするわけでございますが、職員が予算編成方針の理解、あるいはみずから作成した予算という意識があれば、職員の事業推進に対する意識が一層強まると考えられます。そういった点を踏まえまして、当該平成25年度の当町の予算編成方針のポイントについてお尋ね申し上げます。

1番目でございますが、当町の予算編成方針はどのように作成され、全職員に対して通達されるのか、まずお尋ね申し上げます。中里課長、お願いします。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

まず、予算編成方針の作成につきましては、当然町長の施政方針がございますので、施政方針に基づきまして作成するという段取りでございます。その作成した予算編成方針につきましては、例年10月の課長会議におきまして各課長に対して、これは町の財務規則第7条の規定によりまして、書面によりまして通知しています。さらに、各課長より所属の全職員に周知されるという手順でございますが、あわせて当初予算の編成につきましては注意事項をやはり課長会議で通知しました後に庁内のネットワーク、公開羅針盤によりまして全職員に周知しておりまして、それを受けて各課、係あるいは担当の職員が予算編成作業に入る仕組みとなっておりますのでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 今流れを説明していただいたわけでございます。その中で、25年度の予算編成方針の中で、25年度予算を作成するに当たっての最大のポイントというか、こういったことをきちんと守っていただきたいということで、1つ挙げるということはなかなか難しいかもしれませんが、特に25年度義務的経費が大半の中で投資的な経費は少ないわけでございます。そういった中で、目玉をつくってそれをぶち上げるということがなかなか難しいかとは思いますが、その中でもあえて挙げていただければ何がございませうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

予算編成のポイントといたしますと、これは長引く景気の低迷が当然でございますので、非常に財政的には

逼迫している状況でございます。その中でも特に政策的な経費に関しましては、限られた財源でございますが、重点的、効率的に活用することが1つの方針でございます。可能な限り経常経費の縮減を図るということを1つの目標にしております、第1次の板倉町中期事業推進計画の実施計画を基本として、町長の基本政策実現に向けた予算編成方針を行うということで通知しています。

ちなみに、重点的に予算を配分する事業で何点か申し上げますと、国道354号のバイパスの延伸整備に関する予算、八間樋橋の整備に関する予算、インフラ整備、特にこれは生活圈道路の整備でございます。そのほかには企業誘致、商業施設誘致の促進に関する予算、それから現在庁舎の関係が進んでおりますので、庁舎建設に関する予算、それから新エネルギーの促進でございますが、太陽光発電設備の補助金の予算措置、そういった点につきまして基本政策として重点配分するということで通知しています。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 今政策的に大きなポイントということで挙げさせていただいたわけでございます。基本的には、先ほど編成方針の伝達、あるいは伝わり方をご説明いただいたわけでございますが、その中で方針、予算を作成するという前段階として、それを受け取った課、あるいは課内でのコミュニケーションは、きちんととられた中で職員全員がその方針を理解されて予算編成に取りかかるのか。そういった課内での議論というのは、どのような形で行われるのか、お尋ね申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

各課によりまして多少の相違はあろうかと思っておりますけれども、基本的には予算編成方針を受けまして、各係ごと、係長を中心としまして所管する事務事業ごとの予算見積もりを行います。その見積もりを行った内容について検討を加えると。これは、係長を中心として各担当の職員も当然予算見積もり携わりますので、そこで適正な見積もりがされているかどうか。一例を申し上げますと、物品の購入等につきましては、見積もりの単価が適正かどうかというような点に検討を加えるというような議論を行っています。さらには、その結果を課長に上げまして、再度課内で精査検討するというような形をとりまして、その後に予算要求として出される、提出されるということでございます。この過程におきましては、事業の実施計画との整合が図られているかという点が1つのポイントでございます。それと、2つ目には、事務事業評価の結果が反映されているかどうか、この点が議論となる点でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 今お答えの中で、インプットされる事柄が若干説明されたわけでございますが、基本的にその予算編成方針、それを課の職員が全員がどう理解するかによって、策定されてくる予算そのものが大きく変化せざるを得ないというようなことにもなりかねないし、場合によっては前年踏襲型と。事業評価等でもそういった傾向が非常に見られるわけでございますが、方針そのものを職員、課長さんから一般職員まで含めて課員がおるわけですが、そこで編成方針そのものがきちんと理解された上でないと、最終的に予算を執行していくわけでございますが、縮めてみたらよかった悪かった、費用対効果が検証されるわけでございます。その点で余りかわりを持っていないとすると、私は言われたままにやっていますよと。

前向きな行動とか発言、あるいは予算執行にたどり着かないというようなケースもあろうかと思いますが、方針そのものをきちんと全職員が理解するという前提があって職員が予算編成に取りかかれると。同じ情報を共通認識した上で全庁一丸となって予算編成に取り組むというスタイルが望ましいかと思います。

まず、2つ目のポイントでございますが、予算要求書の作成、提出でございます。ここで先ほど中里課長がインプットする情報はこういうものがありますよということでお答えがあったので、若干ダブるかと思いますが、基本的には事前の情報のインプットということで、先ほど中期事業計画云々というような話がありましたが、当然それに沿った形でいろいろ検討が加えられると。ある自治体においては、これは大分時系列的にさかのぼってやられている自治体でございますけれども、平成23年度の方針の再確認、あるいは平成24年度の予算編成の方針及び24年度、当該期中のことでございますけれども、主要事業の進捗状況のチェック、あるいはそれに基づいての25年度の予算編成、こういった段階、ステップをたどって編成に入っていくというような自治体もございます。そういう過程をたどった中で、当然24年度3月当月で24年度は終わるわけでございますが、最終結論は出ていないわけでございますが、進捗状況、あるいは実行度、そういったものも織り込んで、より直近の情報も入れ込んだ中で予算編成していくと、こういったいわゆる時系列的な精査を含めて来年度25年度の予算編成までのプロセスが構築されていると。こういった中で、当町では先ほど課長からお話があったわけでございますが、事前の情報として、そのほかには何かございますか。ありましたらお答えをいただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃられたとおり、前々年度の決算の状況、あるいは前年度24年度当該年度の執行状況等を当然勘案するというところで臨んでおるところでございます。もちろん先ほども申し上げましたとおり、事務事業評価の結果ということでありまして、これは当然PDCAサイクルの理念の実践ということで改善、廃止、縮小の検討もあわせて行っています。そのほかいわゆる町民の視点に立つということも重要でございます。それから、周辺自治体と住民サービスに対する格差が生じないように、極力情報収集を行うということを一つのポイントとして予算編成に臨んでいます。それとあわせまして、当然過大な見積もりとならないように十分注意して臨むということで取り組んでいます。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 課長はそう答弁されておるわけでございます。そういった中で、お尋ねはしませんけれども、各課でも同じような情報を共有した中で多分予算編成をされているであろう、あるいはその結果が今審議中の25年度の予算案というような形になっておるかと思っております。一昔前ですと、財政的な問題等もありまして、一律マイナスシーリングとか前年踏襲とか、やや批判的な言葉で予算が語られる時代もあったわけでございますが、昨今はそういった時代ではないという中で、いろんな情報を織り込んだ中で町民福祉の向上、サービスの向上と、そういうものがいかに実現できるかということで、当然取り組まれていると認識しております。

次でございますが、査定の段階でございます。これも基本的には公開はされておられませんので、どういったやりとりがされるか私はわかりませんが、なかなか難しい部分かと思っております。当然非公開ということで、財

政担当課長、あるいは首長による査定が行われるわけですが、事務事業評価、いわゆる行政評価につきましては、ここ2年が経過しておりまして、内容のよい悪いは別として、1つの形ができつつあるのかなど。特に、決算が終わった後で事務事業評価がされるということで、425ですか、23年度行われているわけですが、そういった中で、決算に基づく事業評価の一つのフォーマットはあるわけですが、誰が見てもわかりやすい、あるいは改善しなければいけない点もあろうかと思いますが、基本的には他自治体と同様な評価がされていると。それを予算を作成する段階で、事業計画表というものがあるかどうか私わかりませんが、フォーマットがあるのであればあるなりにご説明いただくと同時に、ないとするならばどんな形の項目をベースにして作成された予算を査定されるのか、その点についてお伺いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

まず、実施計画にのせられております事業、209事業だと思っておりますが、これにつきましては、当然実施計画の事業費、見積もりと予算要求額がどのようになっているか、そういった点をまず1点目とすると査定のポイントとしております。

次に、重点施策が当然組み込まれているかどうかというところを査定では見させていただいております。それと、新規事業につきましては、事前評価の評価シートの提出を受けまして、その内容を点検しながら事業の規模、あるいは予算要求額が適正であるか否かを査定させていただくというような内容で第1次的な査定を行っているという状況でございます。最近の傾向としますと、各課の見積もりが適正な見積もりになってきているかなど感じておりまして、ちなみに25年度の予算の査定の関係を申し上げますと、まず歳出で申し上げますと、各課からの要求総額が51億8,400万円というような要求額でございました。これに対しまして査定した結果、8,200万円ばかり削らせていただいたという状況でございまして、査定後が51億200万円、これがしばらく前には、もう少し大きく削るような状況もあったと記憶しております。

それから、歳入につきましては、当初の歳入見積もりが47億1,200万円でしたが、これは査定の結果、額が少ないのですが、900万円ばかり見込みを削らせていただいたというような状況でございまして、最終的には町長の査定がございまして、町長の査定におきましては、幾分か復活したのもございまして、最終的に上程させていただいた予算の総額は、歳入歳出ともに51億2,400万円というようなことでございまして、そんなことで、非常に要求に当たった前段の見積もりの作業、そういったものも非常に厳格に各課がやっているというようなことを私としては感じております。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 中身もお尋ねしたわけですが、基本的にその査定する側と査定される側で1つのフォーマットに基づいて作成されたものをテーブルに置いて事業案、事業計画ですか、例えば見えないのですが、1つのフォーマットという形で、こういう事務事業評価は1つのフォーマットができていますよね。この予算を策定する段階での文章的な表現はあるのでしょうかけれども、1つのフォーマット、形があって、それに記入すれば1つの事業の予算ができ上がると、そういうフォーマットはあるのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 今議員がお示しされたようなフォーマットというものは、予算要求の要求額を積算する上では今のところございません。しかしながら、財務会計システム上、その事業見積りの中では、各節にかかわる項目、これを入力いたしますと、その1つの事業にかかわる事業費が自動的に集計されるような、そういう仕組みにはなっております。若干の事業計画についても、文章記述もされるような、そういう仕組みになっておりますので、独立したものというわけではございませんが、ややそういった中で査定するときにはそれをもとにいろいろ聞き取りさせていただきながら調整させてもらっているところです。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） できれば基本的に決算、あるいは決算を受けた後で事務事業評価、いわゆる行政評価を行いますよね。それに基づいて、それも予算を編成する中で参考にしますというようなお話が、それだけではないのですがございました。それを受けて今度予算を作成するときに、そのフォーマットをある意味で、形式は別として、作成されれば、それに基づいたものが翌年度の今度決算のときの事務事業評価に当てはめられる部分もたくさん出てくるのかなと。表と表を見るわけですから、計画したものが翌年の決算を受けて事務事業評価をするときに計画と計画で立てられたものがうまくいったかいかないと。あるいは費用対効果で検証できるものは検証できると。そのつながりをつくっていただいたほうが私はよろしいのかなと。その点についていかがでございますか。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、現在の事務事業評価の評価シートの内容は、いわゆる予算措置が幾らされて実際にどれだけ執行したか、これまでは盛り込まれないような形でございます。確かにおっしゃるとおり、実際予算として幾ら措置して、どれだけ事業をどのように展開した結果、どれだけ予算を執行したか、これを1つのシートで比較、分析できるようなものに発展させていくことは、当然必要だと考えておりますので、今後その辺につきましても、少し時間かかるかと思っておりますけれども、構築していければと考えております。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） そういう意味で、事務事業評価はインターネット上で開けば全部見られる形で公開になっておりますね。予算については、なかなかオープンにされる部分がほとんど現状ではないと。非常に難しいところもあって、賛否両論あるわけでございますが、そういったでき上がった予算、単なる数字の羅列、単なる言葉で予算書が語られてしまうわけでございますが、このフォーマットを見れば、事務事業評価ほど細かくはありませんが、やはり作成される過程は公開ができないにしても、予算書を見られると。あの分厚い予算書をばさっと渡されても、議員とてなかなか理解できない部分もあると。やはりこの予算、数字ができる過程を含めて、こういう事業目的でこういう具体的な行動をするからこういう形になるのですよと。1つのプロセスが語られることによって数字、事業が私は評価されてくるのかなと思います。そういった点で、若干つけ足しの部分になりますが、公開ということで、これはなかなか難しい部分で、お考えだけを聞きたいのですが、公開されている全部ではないのですが、ある意味で今までは、先ほども申し上げましたが、予算編成過程における透明性の欠如、あるいは策定の作業そのものも一切口外されないと。密室の秘儀と言われるぐらいブラックボックス的な表現も用いられております。いろいろ先ほどから申し上げている

ように、編成課程を公開するというは大変なのかもしれませんが、メリットを挙げるとするならば、議会における予算質疑の活発化、あるいは大変失礼な話ですが、財政課の査定に対する態度の変化、いろいろ物事をきちんと理解した上でやらないといけないと。あと住民とのかかわりということで、すぐこれにつながるかどうかはわかりませんが、住民自治に対する意識の高揚、あるいは自分たちの住民が自分たちの地域をじっくり見ると、お金が使われるわけでございますので、あるいはまちづくりに対する興味が高まった。あるいは町行政を理解する機会が増えたと、このような点が列挙されているわけでございまして、今後この公開という、できるところとできないところがありますが、現在この編成課程、あるいは結果についてもオープンにはなっていないわけですが、その辺についてのお考えはいかがでございますか。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

おっしゃるとおり密室と言われるとそうなのかなという感じはしております。ただ、そういう中でも、当然先ほどから申し上げておりますとおり、事務事業評価の結果、あるいは事業の実施計画に基づく予算の編成ということでございます。それとあわせて、住民の皆様方の考え方については、いわゆる行政懇談会等でもいろいろ拝聴させていただいております。そういったものをもとに予算措置している部分もございます。そういったことで、確かに1から10まで公開していくというのが一番オープンでいいのかなということでは感じておりますけれども、なかなか実際のところこういった議会の傍聴をしていただくような形で公開するというのは、まだ私の頭の中では、背景が整わないというか、そんな感じもしております。ただし、今後町長とも相談しながら、少しでもオープンにできるような方向も模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 課長に答弁させましたが、非常に難しさがあるのは、予算の編成課程で全て金額が伴うものですから、値踏みをしなくてはならないという、率直にこれは1,000万円のできるかとか、あるいは800万円でもできるのではないかとか、そこら辺までを公開しますと、非常に不特定多数の人の利害とかも出てきますので、それらを踏まえてどういうふうに、さらに透明度を深めるかということについては、課長の言うとおりに検討もしてみたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 予算編成過程ということは、以上で質問を終了させていただきます。当然予算ができて、それを執行するのは人。人ということになりますので、そういう意味で事業推進、当然人材育成ということで、次の質問に入らせていただきます。

先ほどから申し上げていますように、予算編成に当たっては、職員一人一人が時代の変化や町民ニーズを的確に捉え、町民目線でどのような事業が町民福祉の増進や町民サービスの向上につながるのか。あるいは町民にその事業の必要性和効果を十分説明できるものになっているかが問われることとなります。発想の転換はもとより、最大の効果を最少の経費でスピード感を持って推進することが求められております。それには、課長はリーダーシップを発揮し、課内のコミュニケーションを活性化させ、PDCAのサイクルを基本

に、所期の目的を効率よく推進し、各事業を展開することが望まれるところでございます。予算編成過程で予算編成方針に対する情報や認識を共有するということが大事であるということをご述べていただいたわけですが、それに沿って今後は事業を予算に沿って実行する形になるわけですが、特に人材。書物などによりますと、通常の人材のほかに、人材の「ざい」を「財産」と表現するような、当て字かどうか分かりませんが、それほど人は大事であるということですので、その人をどう育てるかということでの取り組みについてお伺いするわけですが、役場は、町内最大のサービス産業と言われております。基本的には労働集約型の構造となっており、人の教育を抜きにしては語れない部分でございます。これは、私が言うまでもなく、そのとおりだと思います。そういった中で、職員の意欲と能力を最大限に引き出すことが、当然いろんな事業を前向きに進める上では必要でございます。そういった点で、改めて当町の教育、職員の教育という観点からお尋ねするわけですし、ないのであれば、今後どうしていくべきなのかも含めてお尋ねしたいと考えております。

ちょっと長くなって恐縮でございますが、国、総務省では平成9年、地方自治新時代における人材育成基本方針の策定してくださいということで通達が出ております。平成9年ですから、今平成25年、16年前の話でございます。多分昨日もいろいろ議論があったわけですが、地方分権一括法あるいはそれに基づいての条例の制定、改定云々ということで、昨日も本数的にも物すごい条例の制定、あるいは改定も含めましてあったわけですが、そういったいわゆる上からの押しつけということではないのしょうけれども、そういう時代を見越して各自治体も人材教育してほしいのだと、私はそういうふうに見たときに理解したわけですが、各自治体でも取り組んでいる自治体と、取り組んでいない自治体、あるいは従来の教育体系の中で教育を行っている、そのような現象が多岐にわたりますが、この基本方針の中で、基本的には地方分権の推進が実行の段階になり、地方自治が新しい時代を迎えようとしている今日、高度化、多様化する住民ニーズに即応し、豊かさやゆとりを実感できる地域社会を築き上げていくために地方公共団体の果たす役割は、今後ますます重要になると。このような状況に適切に対応するためには、地方公共団体の職員一人一人が全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲を持って職務に取り組むことにより、住民に身近な行政サービスの担い手としての心構えや効率的な行政運営を行うための経営感覚を身につけることが一層求められており、そのため各地方公共団体においては、時代の変化に対応する人材の育成を積極的に推進すべきであると述べております。これを受けて、先ほど申し上げましたように、全国的には何例か方針を策定して前向きに取り組んでいる自治体がございます。それではお尋ねしますが、当町ではこの人材育成基本方針を策定された経緯はございますでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 前段の前置きをちょっとお話しさせていただきますけれども、議員おっしゃられたとおり、平成9年にこの通達が出ています。今求められる職員像をきちっと目指しなさいと、作成しておきなさいという内容になっています。

それと、この内容につきましては、職員を人材育成するための研修計画、あるいは人事評価の中において町では面談をやっていますけれども、そういうものを人事制度の中に取り組んでいきなさいという内容です。内容的には、議員おっしゃられたとおり、全体の計画として方針ができています町村、非常に少ない状況です。

したがって、現在呂楽郡でもできている町村とできていない町村あります。板倉町はまだできておりません。そういう中、これらの担当者が意見交換して、やはり個々の計画をやるのも大切であるけれども、全体の長期的な計画も立てる必要があるだろうと、今勉強会を始めているところですので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） ちょっと揚げ足をとるようで恐縮なのですが、先ほど事務事業評価云々ということでお話をさせていただきました、これは大変申しわけないのですが、事務事業名、職員研修事務ということでいろいろ事業評価がされております。これは、23年度の事務事業評価なのですが、最終的な途中の経緯は別として、「担当の方が人材育成基本計画を策定し、その計画に沿ったきめ細やかな研修を行う」と。また、「人事評価制度導入に向けた研修の実施が急務となる」と。3人の当然改善案が出ておるわけですが、だんだん上に行きますと、ではこの「担当の方が人材育成基本計画を策定し」という文言をせっかく入れ込んでいただいているのですが、ではその次の方が、よしよかった頑張るぞという言葉にはなっていないで、その人材育成基本計画は、もう言葉がなくなりまして、拡大継続、人事評価制度に関する研修を取り組みたい。そういう形になっていってしまう。せっかく末端、末端と言うと大変失礼なのですが、下の方が我が町でもそういう人材育成の方針をきちんとつくるべきではないのかなと、多分これ提言されているのだと思うのです。ですから、こういう1つの例で大変総務課長には申しわけないのですが、ほかの課でも多分あるのかなと推察するわけですが、基本的によく課内のコミュニケーションをよくしてどうのこうのと。ですから、1つのこれは大きな事案だと思いますし、これ総合評価の欄に行きますとノーコメント、誰もこれに関心を示さないという結果だと思うのです。行政評価の中身を見ますと、各課でやられている事業を、これをテーブルにのせて全体の行政評価委員会の中で議論する、あるいは行政評価委員会のメンバーから、これは総務課さんやらないとまずいのではないのと、お互いの課を超えての横の中の会議体が行政評価委員会だと思うのです。ですから、そういった流れを見てみますと、多分これは私は平成9年に出ておって、やはりこれは大事な方針なのかなというご理解が、やはりかなり職員の間でも温度差があるのかなと、そう思わざるを得ないわけですが、そういったものをきちんと整合性を持った中で取り組むべきことも大事なのかなと。課長さんがみずからそれをやるということは必要ないのですが、下からそういった意見が上がってきたものに対して、ではそれを具体的にどうしようかと。それは、ではやめようかやろうかどうしようかと、そういう結論を部下に対して出すことも大変必要なかなと思っております。先ほど人材育成基本方針は、現状策定されていないということでございますが、それに見合うものが多分いろいろ仕組み的であろうかと思いますが、その点について課長のお考えをお尋ね申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 先ほどの事務事業評価の関係と今度の話をちょっと兼ねて話させてもらいますけれども、先ほど申し上げましたとおり、全体計画をつくって理想論を求めるか、あるいは研修の具体的な体系を整えるべきか、あるいは人事評価の関係についてきちっと実効あるものをまずやってということで、なかなか全体とするとそれらがまとめ上げられない状況があったということの中で、先行して取り組めるべきものは取り組んでみようという形で進んでいます。特に人事評価について、目標管理を平成24年から具体

的に試行を始めています。それらを踏まえて、郡内でも先行して実施しているところかなということで自分自身も思っています。それらを踏まえて先ほどの評価の関係ですけれども、事務事業評価の当然担当者となれば、こういう大きい計画も立てなくてはならない、方針も立てなくてはならないということもありますけれども、やはり順序立てて、町とすると、中身をまず整えてからという方針でやってきましたので、そういう形で今回の事務事業評価についてはなっていますので、ご理解を賜りたいと思います。加えて、先ほど申し上げましたとおり、そうはいつでも、やはり小さい町村ですと、そういうものをまとめ上げる力、ややもすると不足しているところがあります。したがって、郡内の状況も、先ほど申し上げましたけれども、できるところとできないところがあると。改めて先ほどの一括法ではありませんけれども、時代の要請とともにきちんと整えなくてはならないということ踏まえて、郡内でもつくっていないところ、つくっているところを交えて勉強会始めていますので、これについても成文化できるものと思っていますので、よろしくお願いいたします。

基本的には、今申し上げたとおり、研修の基本計画、単年度ですけれども、職務に応じて、職階に応じて、あるいは専門的な職員も含めてつくってあります。それと、人事評価も、繰り返しになりますけれども、既に目標管理を取り入れてやっていますので、内容的には不十分なところもありますけれども、改善を加えながらさらに取り組みたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 基本的にその育成方針をつくるのが先か、個々の作業を前向きに現実問題として議論をしていくのが先かは別ですけれども、基本的にはいろいろ個々にやられている事業の最終的な集大成が私は人材育成、基本計画というような形になろうかと思えます。ですから、どっちが先かは別として、それに人材育成基本方針というものがあれば、その中で何が欠けているのか、これはできている、これはできていない、1つのその方針に基づいて、いわゆる中身を検証していける部分もあろうかと思えますので、方針ありきではないのですけれども、できればそれに基づいての個々の事業ですか、そういったものが前向きに検討されるのが大事なのかなと思えますので、大変な作業になるかと思えますが、ぜひ前向きに検討いただきたいと思えます。

もう一つ、私は知りませんのでお尋ね申し上げますが、我が町の役場、現状の等級と職位というのは、現状はどのような形になっておりますでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） これもちょっと前置きをさせていただきますけれども、また役場の仕事、まず組織関係ですね、ご承知のとおり課の設置条例という形で組織の条例があります。さらに具体的にこういう仕事ということで、係の事務分掌が決められており、そんな中で仕事をやっています。職務、職階関係ですけれども、基本的には給料表という形で、1級から6級で区分されています。具体的には、職務の困難さ等々について、1級から6級まで設定して給与表等体系づけてあります。加えて役職という形で、ご承知だと思いますけれども、課長、課長補佐、係長と、係員という形で役職等を兼ね合わせた制度として運用させていただいています。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 今の職務分掌ということで、職位と等級が連動しているかどうかちょっとわからないのですけれども、等級別あるいは職位、連動しているとすれば、その職務分掌という中で課長職で何等級の者は、こういう職務分掌ですよということで、一般的には課を超えての職務分掌という意味合いで、その課独自の職務分掌というのは、多分ないのだと思うのですが、ルールとして、どこの課長でも通用するような、こういうことが必要ですよというようなことで、職務分掌こういった仕事がありますよという形になっておられると思うのですが、現実その職務分掌はどのような形になっておられるのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） この職務の分類というところは、言葉と具体的にこの仕事ですよというつくり方があります。板倉町の場合には、例えば公民館のこういう仕事ですとか、そういうつくり方はしていません。例えば、課長については、上司は町長になりますけれども、上司の命を受けて課を統括すると。具体的にはそういう職務の内容になっています。ほかの1級、4級、特に1級から4級ですけども、係長までの職務については、具体的にこういう仕事という割り振りの仕方ではなくて、職務の困難さによって1級、2級、3級、4級ということで分類しています。したがって、その職務の困難さというところで非常に難しさがあるのかと思いますけれども、現の規定ではそういう形になっています。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 当町として、例えば求められる職場像、あるいは求められる職員像と、1級から6級まであって、それをやはり目指して頑張っている職員さんも私は大勢おられると。場合によっては、これは課の構成、あるいは人事異動、定期異動、当然ジョブローテーションですけども、そういった中で場合によっては前後の関係が、それは経験者がそこへ舞い戻っていけば別なのでしょうけれども、逆に言えばある程度ほかの業務を経験しておっても、その違う課に行って未経験な職場というかな課というかな、そういったところに異動した場合には、なかなかそのギャップ、等級、あるいは職位と仕事の中身が連動しないと、このような場面も頻繁に起こってくるのかなと思います。そのときに課長、先ほど課長のリーダーシップ云々というようなことで、単純に片づけて私はおりますけれども、やはりその課、課によってメンバー構成は大分違うと思いますし、それぞれの職員がおのおのの役割をきちんと認識した上でやはり前向きに取り組める、そういったいわゆる職場、そういったものが実現できないと、なかなか風通しのよい職場というものができないような状況が生まれる可能性もありますが、そういう場合に、いろいろ全部優秀で云々というようなことはないのですけれども、多分、優秀かもしれません。ただ、そういったギャップを調整して、課長が日ごろコミュニケーションをとり、内部の中の不満とか、そういったものも当然解消していく中で仕事を進めぬといけないというような状況が生まれるケースもあろうかと思いますが、そういった意味で、課長の役割というのは、当然自分に与えられた目標を追いかけると同時に、部下の育成ということでの役割も大変重要な位置づけになってくるのかなと思いますので、その辺もあわせて、今後ご検討いただきたいと思っております。

時間の関係で最後になりますが、先ほど体制、方針はできていないということでございますので、その中で具体的に当町が取り組んでいる、先ほどから管理職のリーダーシップが大事ですよ、マネジメント力が問われるのですよというような中で、職員研修というのがありますが、基本的にはOFFJTとOJT、いわ

ゆる職場研修、職場内研修と職場外研修があらうかと思いますが、この職場内研修については、先ほど年間計画で云々というようなお話がありましたが、対象職員を中心として、当然のことながら階層別とか、いろいろな形態があらうかと思うのです。このまずは職場外、OFF J Tの部分でお尋ねを申し上げますが、どのようなものがあってどういう人が対象になっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） まず、職場外ということですね。まず、幾つか例示させていただきますけれども、新規採用の職員の研修があります。それと一般職員、これについては、採用後6年から9年間の職員を対象にして研修があります。それと、新任の係長になったときに新任の係長研修ということで階層別に行っています。また、課長につきましても、課長になったときに同じような研修をしています。

それと、専門的な研修として、いわゆる組織の経営力の向上を目指すための、いつもこの議会でも話題になっていますP D C Aによる効果的な業務改善と、そういうものとか政策財務、それらについても研修を受けております。あるいは政策形成能力の向上とか、個々については申し上げませんが、それとコミュニケーション能力の向上と、そういう研修も職場外の研修として行っているところでございます。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 課内の階層別も含めまして、教育体制が充実しているように感ずるわけですが、あとはその研修を受けた当の本人の自己啓発、そういったものも含めて、職場に戻って業務を遂行する能力の育成というような形が求められるわけです。そういった研修を受けて、後は大人の世界という中でのみずからの勉強も含めて、当然のことではございますが、あとは一番難しいのが職場内研修と。いわゆる仕事を通していろいろ上司が部下に、部下が聞きやすい環境をいかにつくっていくか、そういったいわゆる課内でのコミュニケーションだけではなくて、それを通して教育をせぬといかぬと、課長が下の者を使って、それで仕事を覚えていただいて一日も早く事業を推進すると。あるいは精度を高めると、効率を高めると、コストを削減すると、いろんな要素があるわけですが、その職場内というのは、各課さまざまと思うのですが、課長から見ていてどのように感じられますでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） この人を育てるといふところの難しさですね、先ほど来からいろいろあると思うのですが、やはり仕事を通じて、議員がおっしゃられたとおり中心にならうかと思えます。具体的には一つ一つの仕事、当然我々の一般事務職で考えますと、教えたことが普通であれば3カ月もたてば一人前になっていただかなければいけないという内容かなと思えます。専門職は別としてです。そういう内容の中で具体的には我々の職場係員が課長なり、あるいは先輩の上司に聞いて、わからないことがあったら進めていくと、そういう仕組みになっています。それらについてちょっと補足させていただきますけれども、人事評価を始めてよかったなと思うのは、聞こえてくる声は、改めて面談という形で係員が管理職である係長、課長補佐、課長一緒にこういうことがあるのですよと。我々のほうは、ちょっと目標が高過ぎるのではないかと、そういうこともやっていますので、いずれにしても難しさあると思えますけれども、今後も努力したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君に申し上げます。

間もなく通告時間となりますので、まとめてください。

○6番（小森谷幸雄君） 課長から人事評価制度、十分機能していると。特に上司と部下が1つのテーブルを挟んで評価をし合うのではなくて評価を受けて、いいところ、悪い点、それをきちんと理解した上で仕事に取り組むということは非常に大切であろうし、ぜひ精度を高めていただいて、職員の能力アップにつなげていただければと思っております。

最後繰り返しになりますが、やはり人材育成基本方針ですか、そういったものにもトライをしていただいて、現行やられているものもごございますので、当然評価制度と研修制度という部分では、かなり前進していると思います。もう一つは、職場像ということで先ほど申し上げたのですが、管理職の意識改革と目標管理、あるいは職場のチームワークの醸成、あるいは活気ある風通しのよい職場づくり、こういったものもぜひ実現できるようにご配慮いただければと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で小森谷幸雄君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休 憩 （午前11時17分）

再 開 （午前11時25分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、川野辺達也君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

あらかじめ申し上げます。川野辺達也君の一般質問は12時を過ぎると思われませんが、ご了承ください。

[4番（川野辺達也君）登壇]

○4番（川野辺達也君） 川野辺です。よろしくお願ひします。それでは、通告書に従いまして質問させていただきます。難しい質問は小森谷議員にお任せいたしまして、私は簡単なわかりやすいような質問ですので、どうぞご答弁のほどをよろしくお願ひいたします。

昨年9月の決算議会のときに、たまたまその前に新聞報道がありまして、「板倉ニュータウン エスパイエル・ヤマダ電機が進出」という新聞報道がありました。それに関連して、9月に質問させていただきましたときから約半年がたちます。その後、進捗状況とどのような経緯になったのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

まず、ヤマダS×Lスマニティタウン板倉の進捗状況はどのようなことになっておりますのか、お聞かせ願ひたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、ただいまのご質問につきましてご答弁させていただきたいと思

います。

「スマニティタウン板倉東洋大前」ということで、ヤマダ電機が板倉ニュータウンの中に展開をしております宅地開発と、それから住宅の建築、それと分譲、こちらの関係の進捗状況ということでございます。こちらにつきましては、朝日野4丁目地内のまず造成済みの宅地をヤマダ電機が企業局から借り受けをして、既に建設しておりますモデルハウス6棟に手をつけております。そのモデルハウスと、モデルハウスを囲む周りですけれども、この部分についてはヤマダ電機が宅地、土地を購入して、それから建て売り、今は条件つきということなのですが。建て売り住宅、建て売り分譲を予定している区画、こちらが28区画あります。そのうちの5区画、合わせまして6棟のモデルハウスと5区画の11棟、こちらの住宅建設が進められております。地元の方もごらんになっていると思いますけれども、現在3棟が完成しておるといような状況でございます。この11棟全て完成に向けて工事は進んでおるといことです。

また、あわせて、そらいろ保育園の南側、こちらに14棟分の宅地開発も行っておりまして、こちらの工事、造成工事やっておりますが、完成に向けて進んでいるという状況でございます。これは造成のほうです。宅地の造成ということですよ。

分譲の状況といたしましては、先ほど申し上げました建て売り分譲予定の28区画と、それからそらいろ保育園の南側の14区画、計の42区画というのが第1期分譲ということで、チラシ等ですずっと広報を行っているという状況でございます。既に1月中旬から住宅の構造見学会だとか、ヤマダの販売所が駅前にあります、そこを中心で行っておりますので、そちらでイベントを行いながら積極的に販売活動が展開されているということでもあります。現在10区画が申し込み済みとなっているということでございます。

なお、今後につきましては、ただいま申し上げました残る区画、こちらの販売を積極的に進める一方で、既にヤマダ電機が用地を取得しているふれあい公園南側の区画、それから旧幼稚園用地、今のそらいろ保育園の西側になりますね。そちらもあわせて宅地の造成に着手していくということと、あわせて、その次の展開として、今後また未造成の用地を取得して、そちらも宅地開発をすべく現在企業局と町と用地の諸条件の確認、それから整理を行っているというような状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） ありがとうございます。10区画既にこれはもう予約という形で決まったという話を伺いました。ヤマダ電機さん、エス・パイ・エル、ある程度何年計画という見込みがあるかと思うのですが、大体どのような計画でこの板倉スマニティタウンを完成の方向に向かわせているようなお話というのは具体的にあるのですか、あるようでしたらお聞かせ願いたいのですが。時期ですね。何年、5年計画でおおよそどのぐらいとか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 既に新聞でご承知かと思いますが、2年間で500戸を完売したいというその範囲内でとどまっております、細部の計画についてはただいま公表した状況の範囲内でございます、その先、果たして2年で500戸売れるのかどうか、ヤマダがさらにその本当の意味での何年計画でいるのかどうかについては情報を承知しておりません。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番(川野辺達也君) どっちにしても企業局、ヤマダさん、板倉町、これは全てがリンクしている形ですので、こっちの意向というのなかなか難しいと思いますけれども、できるだけご支援いただきまして、少しでも早く完成の日の目を見られればと思いますので、今後ともご尽力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、ヤマダ電機の駅前出店計画についてお尋ねします。前回質問させていただきましたとき、東洋大の駅へ向かいまして右側の商業地域に出店するようなお話を伺った記憶があるのですが、その後の状況、どのような計画になっているかお聞かせ願えればと思います。

○議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[産業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) 続きまして、ヤマダ電機の店舗、そちらの出店ということでございますが、こちらの出店につきましては、既に先ほど議員おっしゃられましたように、新聞等でもヤマダ電機の山田会長から、板倉にも店舗を出すということの発言はいただいておりますけれども、その後、出店時期や規模につきましては、もちろんこれは企業局とヤマダ電機の店舗担当、その役員と、経済状況など出店に向けた交渉を行っているのと伺っておりますけれども、具体的なその出店場所、出店の形というのがまだはっきりしていないという状況でございます。

○議長(野中嘉之君) 川野辺達也君。

○4番(川野辺達也君) では、課長から伺いました場所、面積等もまだ白紙の状態ということでよろしいわけですかね。

○議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原実君)登壇]

○町長(栗原実君) 非常に答弁が難しいのですが、白紙の状態といえば白紙の状態かもしれません。要するに我々が期待をし、既にテレビでも、新聞でも、あるいは知事と山田会長とのいわゆる懇談の場でも、板倉へ出店すると。ただ、気がかりなのはサービスで出店をするという発言は事実だったと思いますが、いずれにしても今のヤマダ電機さんの力から見れば、しかも会長の発言の重みは重いだろうということで、なお期待をし続けている状況であります。白紙であるかといえば、白紙ではないと思いますし、ただ、それが我々も一番知りたいところですが、企業側には企業側の懐の内というのいろいろな計画の時期あるいは財政の切り回し、いろんな条件があらうかと思っておりますので、余りこちらでどうですか、どうですかと聞くのもいかなものかという微妙な状況でありまして、一定の時期が来れば例えば「1年たつんだけど」とか、まだついこの間ですから、半年弱ですから、もう少し様子を見ながら、逆に言うとな私自身も新年の挨拶を3日間、4日間かけて町内も含め、関係機関に挨拶回りをするという習慣もあるわけですが、今年も当然やっているのですが、前橋まで行きますから、その三、四日のうちには。ヤマダ電機さんにもお邪魔をしたいという、「企業局さんに行くついでだから寄っていきたいんですけど」と言っても、また微妙なことですから、「交渉中ですから、もう少しご挨拶は遠慮していただきたい」とか、そういう微妙さがあるわけですので、一応はそういう面についてはもう少し企業局の指示あるいは町の考え方を踏まえながら様子を見てみたいと思っておりますが、大きく期待しているところであります。

○議長(野中嘉之君) 川野辺達也君。

○4番(川野辺達也君) 内容のほうはまだ微妙ということで。よくわかりました。時期が来たら少しでも

早く町民のほうも望んでいる方が多いと思いますので、その辺、山田さんが不快なことにならない程度にアプローチしていただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、これも前回質問させていただきましたメガソーラーの件に関しまして、ちょっと検証させていただきます。たまにあそこを通って整地したり、大きい重機が入っているのは見かけます。今後の予定、進捗状況をお聞かせ願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、メガソーラーの関係でございます。群馬県企業局が実施ということでありまして、ご存じのように、東武日光線の跨線橋の北側で約4.4ヘクタールに建設をしております。今は造成という段階でありますけれども、年間の発電量が約2メガというようなことでありまして、この板倉ニュータウンの発電施設につきましては、造成工事を3月いっぱい完成させて、新年度早々からソーラーパネルの設置と、そちらの工事が開始されると伺っております。この工期が25年の4月から8月ぐらいだろうということでもありますけれども、7月ぐらいには企業局としては運転稼働したいというようなことで伺っております。この工事につきましては、既に設備の認定は、国のほうに申請していると伺っておりまして、あとはシステムの申し込み、これは東京電力へ、そちらに申し込みを今月中に行うというような状況でありますので、今朝の新聞でありましたが、買い取りの価格ですか、こちらが引き下げになるというような方向もありますけれども、この企業局につきましては、現在の42円という形で動くという状況であります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいま課長が述べたほかに、現実私のところへ来ているいろんな資料ももちろん来るわけですが、太陽光発電については一番心配される面、いわゆる反射の問題があるわけですね。それについては、あの周辺、各満遍なく周辺からいわゆるコンサルが入りまして、あとは朝の日の出から日の入りまでこの時間帯はどこに反射が行くとか、全てそういう研究専門のところから、全く実害はないだろうという、そういう調査結果も出ているという図面と入射角度に対して反射角度とか、精密なデータも含めて、そういった内容も正直私も目を通しておりますので、そういう面では着々と計画どおりに県のことで進んでいくのだらうと思います。またそういう面については、ここまでの配慮をするのかなと私自身が思うぐらい、またそれであっても、万が一の場合はどういう問題点が先々出るかもわかりませんが、とりあえずはかなり細部にまで細心の注意を払いながら、そういう設計から着手段階、工事段階に入っているということで、本年度中に完了するというものですから、その後はもうパネルをどんどんと並べていくと。総体的にあの場所は板倉町が企業局の持っている土地の中で最も地層が軟弱で、形も含め一番最後まで売れ残らうという予測を私自身もした場所でございますので、そういう意味でこちら辺に例えば太陽光発電でもどうかという町の提案を受けての経緯の県のこういった進出ということもあわせてお伝えをしておきます。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） お話しありました近隣の住民の皆様の中で、まぶしすぎるとか、熱過ぎるとか、そういうふうな話でも出れば、これはなかなか大変なことになってしまいで、今、町長お話しされました

ように、細心の注意を払って企業局にも今後ともいろいろお話ししていただければと思います。よろしくお願ひします。

それと、このメガソーラー建設完成後に当町のメリットといたしましては、前回もお話しさせていただきましたが、あくまでもこの固定資産税が当町に入るだけで、例えば売電の電気料に対しての手数料が何%とか、そういうことはなく、あくまでもメリットは固定資産税という形でよろしいのか、お伺ひさせていただきます。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） ただいま議員のご質問でございますけれども、固定資産税相当の交付金という形ですね。固定資産税ということではないのですが、そちらは町に入ると。全て売電と伺っておりますので、そちらは企業局のあくまでも営業活動ということになると思います。

それと、つけ加えて大変申しわけありません。町長からありましたけれども、確かに環境への配慮ということで、非常に企業局も気を使っております、そのガラスも反射光の照度を要するに少し抑えるような形の特殊なガラスも使うと、曇りガラスみたいなものも使うというような形も伺っておりますので、そういう点では非常に気をかけて建設をするとなっております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） はい、わかりました。今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、工業用地の新規進出企業についてお伺ひしたいと思います。先日も新聞にも1面に、上毛新聞に載りました板倉に進出するという東基さんというリネンの会社ですか、100人先の雇用、正規雇用かどうかというのは、いろいろあると思いますけれども、100人先の雇用を地元が見込んでいるということも載ってました。それも含めてお話しできる範囲で結構ですので、今後の展開も含めて板倉ニュータウン工業団地に進出する企業の関係、お話しいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、ただいまの工業団地の新しい進出企業のご関係でございます。こちらにつきましては、3月4日に企業局で記者発表されまして、翌日の新聞報道になっていると思いますので、皆さんもご存じかと思ひます。一昨年株式会社ミルックスと、それからイトアンド社、この2社が入っております。それに引き続き3つ目の企業ということでございます。

新たに進出が決まりましたのは、ただいま議員からおっしゃられましたけれども、株式会社東基と申しまして、東の基本の「基」というのですね。何かもともとが東京基準寝具株式会社というところで、恐らくその東と基というのをとったのかなと思ひますが、東基という形で、東京の練馬に本社があります。主に医療、それから福祉施設に対してリネンサプライということで、ちょっと聞きなれないのですが、繊維製品のレンタル業と、それからクリーニング業ですね。レンタル、貸し付けと、それからきれいに洗ってというものを重ね合わせたようなサービスを行っている会社ということでございます。進出する場所については、先ほど申し上げました既に操業しております株式会社ミルックスとイトアンド社の間、ちょうどその2つの会社

の間の部分ですけれども、そちらに2万2,000、約2.2ヘクタールの区画ということでございます。操業予定なのですが、いろいろ自社のほかの工場との関係を整理しながら、二、三年後の操業に向けて新しい工場の建設計画と伺っております。ただいまありましたように、従業員、こちらは正規という形か、まだ具体的にはわからないのですが、100人程度ということで、これはぜひ地元を中心に雇用したいと考えていらっしゃるようですので、それに向けて町も対応したいと、できる限りのお手伝いをしたいと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） できれば正規雇用を何とか地元から一人でも多く生んでいただければという気持ちも強いので、今、課長おっしゃられましたように、できるだけアベノミクスでもそういう方向で行っていると思いますので、プッシュしていただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

今後の展開として、いろいろお話があるかどうかということも含めてどうなのでしょう。群馬県でもこれだけの企業用地を持っているのは板倉町ぐらいではないのかなと私個人的には思うのです。これだけ何十ヘクタールというまだ売れる工業準工業地帯があるというのは、板倉町が県内でも一番多い状況ではないのかなと思いますので、企業局、また県にも働きかけていただきまして、いい話があったらぜひ板倉工業団地に持ってきてくれ、商業施設に持ってきてくれということは今後ともお話しして、もちろん今までもやっていたているのは重々知っていますけれども、もう少し強い意味でアプローチしていただければと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ご指摘のとおり、最大限の努力をしております。幸いいただいた話のとおり、群馬県の今ある、今売れるというか、企業用地を多く持っているのは板倉ということで、そういう意味ではありがたいことに5区画、大きい区画がまだ残っているわけですが、そのいずれもそれなりの引き合いはあるということです。ただ、いずれにしても大きい区画で相当な、何十億という単位の買い取り価格になる場所もありますし、そういう意味では、進出する相手も厳しい社会を生き残るための慎重さもあるのだらうと思っております。引き続き進出に向けて経済的な相互のプラス面も踏まえながら、地道にじっくりと慎重に、しかも大胆に、積極的にという両者兼ね合いの微妙な交渉を窓口担当に指示しているところであります。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） ぜひ今後とも当町も自主財源比率がなかなか50%ちょっと下回っている状況でございますので、少しでも多くの企業に来ていただきまして、今後ともできるだけ自主財源確保のためにご尽力いただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、駅周辺の商業施設に関してお聞かせ願いたいのですが、先ほどヤマダ電機さんも現時点だといつというのがなかなか難しい状況の中で、ほかにもそういうお話、契約になる、ならないは別なのですが、できれば板倉あたりも候補地の一つなのだよというようなお話があるのかどうか、そういうのも含めてお伺いしたいのですが、よろしく願います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 商業用地の関係でございます。商業用地の出店というのは、もちろん先ほど来ヤマダ電機の店舗も出店に向けてということで今努力しておりますけれども、町もそのほかに当然商業用地、それから旧の特定業務用地、それから産業用地も含めてまだまだ土地がありますので、特に商業関係の企業に対しましても、以前より情報提供や、訪問したり、それから交渉も行ってきております。何回かご説明しましたように道路のアクセス面の関係だとか、それから商圈、その中の人口数という立地条件が非常に難しい状況だということで苦戦しているという状況は変わっておりません。

ですが、ヤマダ電機さんの住宅もそうですし、店舗もそう。いろいろそういう大きなプラス面がありますので、板倉に対していろいろ注目度も、関心度も高まっていると、期待度も高まっていると認識しております。これをばねに、これをきっかけにして、さらに積極的にこの商業施設の誘致に向けて努力していきたいと考えておりますので、これにつきましては、また議員各位におかれましても、ご協力をぜひいただきたいということでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） お話しいただきました地形的な問題、いろいろマイナス点もありますけれども、何とかして議会はもちろんですけれども、町当局も企業局も含めまして、あそこにすぐにでも進出する企業があれば、もう建つような状況になっていますので、今後ともご尽力いただければと思います。一体になって一緒に努力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

では、続きまして、少子化に伴い、学校の統廃合についてお尋ねしたいと思います。板倉町も全国的にと申しているのかわかりませんが、人口減少時代に入ってまいりまして、全国的に言われている少子化について当町も少子化傾向になっております。

そこで、これは小学校、保育園も含まれるのかなと思うのですが、義務教育的な小学校、中学校は1校ですので、今のところ。先ほどのヤマダ電機さんの話ともリンクするのですが、もしニュータウンのほうで2年間で予定どおり500戸完成すると、約1,000人先の人口増に、それだけで単純に考えれば、そこだけで1,000人から1,000人先の人口増になるのかなという思いはします。しかし、小学校も東小は少しずつ生徒は増えているようなお話も聞きますが、南小、西小、北小におきましては、横ばいか少し減っているのかなという気がしないでもないのですが、まず最初に現状は入学状況も含めてお話を聞かせていただければと思います。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） お答えします。

実態ですけれども、24年5月1日現在、昨年1年前になりますけれども、特に北小、南小の入学児童の数は減少するという事です。具体的には北小のケースですけれども、新入生、25年度がことしですけれども、13名、26年度が18名、そして27年度は何と6名ということですね。それから、さらに28年度が20名、29年度が9名、30年度8名と。ですから、27年度入学生、それから29、30年度と、これは連続して一桁であります。それから南小ですけれども、25年度13名、そして12名、12名、15、21、20名ということで、南小については10名台ということでよろしいのですが、北小のケースがやや心配だなというようなことです。こ

れが現状です。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） 今お話、教育長からいただきました。ということは北小学校があと5年ぐらいの間に1桁、6名ぐらいの新入学生ということであると。漠然とそう長くのんびりもしていただかれなく、私ども今まで当町も議会も含めて少子化を防ぐために地元で雇用の創出、地元に住んでもらうためにいろいろ頑張っているわけですが、現状こういう状況は事実でございますので、余り漠然と人ごとのように統廃合のことも言ってもらえない時代がもう目の前に来ているのかなという感じがいたします。

そこで、町当局としては、その小学校、まず小学校にちょっと限定させていただきます。統廃合に関して現状どのような考えをお持ちなのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 現状といいますか、考え方をお話しします。

実は北小の生徒が東小に統合されてといいますか、吸収されて、そして何とバスで通うのだよなんていうようなうわさも私聞いています。これはあくまでうわさですので、デマですので、その考え方はやめてほしいと思います。この少子化に伴います統廃合につきましては、平成22年度板倉町の教育環境及び子育て支援に関する陳情がありまして、教育委員会で検討した経緯がございます。そのときの意見は、小規模校のメリットを生かしつつ、地域の特性を生かした教育を行うことが望ましいと。複式学級が確実に続く状況が予想された段階で統廃合の議論を深めましょうと。複式学級、つまり1年生、2年生合同で授業をしましょうというようなことですが、現在は単式で組まれております。つまり児童に対する教育的効果等を考えたときです。適正規模の学校であることは望ましいと思うけれども、先ほどの考え、つまり複式学級が確実に続く状況が予想された段階ということですが、現在は単学級で行っていますので、南小学校、北小学校においては合同授業といったものも実施しています。あるいは交流を通してというようなことで、他校の様子を知ったり、あるいは人間関係を気づいたりするというようなことで、小規模校である利点を生かした教育活動を行っている、これは今後も続けていきたいと思っています。でも、先ほどのヤマダ電機さんの進出とか、スマートハウスを大量に販売するというような計画あるいは5年後こうなるよというようなことで、軌道に乗った場合には、今の人口のバランスといいますか、あるいは児童のバランスというようなことで、場合によっては適正規模を考えたときには見直していく必要があるのかなというようなところでございます。今現在は、その人口の推移を見守っていくということで22年度の教育委員会での検討、このままいくということでございます。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） 本日も町だよりをごらんになっていただきまして、北地区のお母さん方が何名か関心を持って、もちろん関心は持たれると思います。傍聴にわざわざ来ていただいております。その中で例えば第2子、第3子の子供さんが欲しいなと思っても、こういう学区的な問題でちょっと弊害が起きると、では別の地域に違うところに住んだほうがいいかななんていうことになってもしようがないと思います。今、教育長おっしゃられたように、もしヤマダ電機さんで東地区の予定どおりに売れたとしたら、今のお話ではないですが、そのときになって考えても、この関係は最低でも5年から10年ぐらい、では考えが決ま

ったから来年からというわけにはなかなかいかないことも予想されますので、こういうきっかけで、これは議会も町当局も、教育委員会、学校、あと近隣住民、PTAの保護者の皆さんも含めた形で近い将来には検討委員会を立ち上げていただきまして、できればそうならないで、このまま北小が子供が増えていく、南小が増えていく、これが理想ですけども、そうならないことも想定した上で検討委員会なども考えていただきまして、いろんな状況に対応できるよう、想定できるような形をとっていただければと思いますが、その辺に関してご見解はどうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） ご提案のとおり、委員会というようなことは近々といいますか、問題が起こってから組むというのでは遅いわけですから、考えて適当な時期にその委員会を立ち上げたいと思っています。

あわせて、ちょっと時間をいただければと思いますが、小規模校であるがゆえにちょっと不安な部分があると思いますので、つまりメリット、これを利用したほうが現在はいいのではないかと考えています。つまりメリットと申しますと、教師の指導、これが行きやすく、働きやすくなるのではないかと考えています。それから、要するに児童一人一人に対する指導時間が増えると、これを利用していただければいいと思います。

それから、長年にわたって培われた教育風土といいますか、これは校風等を含めて連綿として存在していますので、これを消すというのは、非常にゆゆしき問題といいますか、地元の方々ももったいないといえますか、そういう考え方が出てくるといいますので、とりあえず現在このメリットを使っていこうと。

それから、保護者と地域との連携、これが深まりやすくなるものだからということで、この辺のメリットを生かしてもらいたいと。さらに教員サイドからいいますと、やはり多忙になりますけれども、自分がその教育に参画していると、学校運営に参画しているというような気持ちも出てきます、もちろん。そうなりますと、さらにいいものをということで検討した結果、生徒に対する、児童に対する対応が細かくなってくるような気がしますので、それを考えてもらっていいと思いますし、またそれを利用するようにしてほしいと思います。

なお、デメリットですけども、私が一番懸念していることは、つまり集団への対応ですか、少人数、小規模ですから、大量の生徒、例えば他の学校の同じクラスのこの規模を見たときに、とても私は対応できないといえますか、ちょっと引っ込み思案になるといえますか、そういう部分が気になります。それを解消するために、合同授業を行ったり、あるいは学習発表会を行ったり、その途中にフリーの時間を設けてコミュニケーションを図らせる場面とか、そういったものを使っておりまして、何とかその辺を解消していきたいなと思っていますので、そういう形で現在進んでいます。メリットをもっともっと利用していけばいいのかなと思っています。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） よろしくお願ひします。できるだけメリットを大きくしていただきまして、デメリットを少なくしていただけますように。ただ、どうしても先ほどもお話しさせていただきました、ではすぐ来年から、あしたからというわけにいかない状況ですので、もう今からどんな状況になっても対応できる

構成要素の中にあると思います。

中学の場合には、私は残念ながらそのつながりというものは、小学校と中学校のつながりというものがやや欠けているような気がするのです。つまり基礎的な社会に出て、基礎的な知識をつけて、あるいは生きていけるための力をつけるということではありますけれども、知識としてのつながりしかないということで、それがどちらかというと、中学校で切れてしまうという感じを受けます。ですから、基本的にその小学校で受けた規範意識等を深めるそういう道徳教育等もあわせて中学校においても進める必要があるのかなと。ただ、残念ながら上級学校へ進むというようなことから、求められるのはどちらかといいますと、短時間での知識の進化といいますか、個々の学力アップといったものにとらわれてしまいますので、だからこそ根本にあります子供たちの道徳的な観念といいますか、その辺を忘れずに植えつながら、知識アップというような、学力アップにつなげていけるのがいいのかなと思います。学力偏重主義ではありませんけれども、中学校の場合には、やはり上級学校を目指すというようなことがありますので、その間高い目標を持たせて頑張らせるというようなことが必要かと思います。高校の場合には、もう専門性を高める意味で、専門的にその学力を身につけるということでもいいと思いますけれども、そういう意味では教育する、指導する、育てるといったようなことは高校ではやや薄らぐかなという気がします。小学校の教育、一番大事にしたいと思っています。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） はい、ありがとうございます。ぜひとも今のお話、性善説も含めた子供たち信頼できる、これは先ほど町長からのお話もありましたように、これは学校教育だけではなくて、家庭教育ももちろん、あと近隣教育と申しますか、地域住民の方の教育的なことも、地域の子供たちを育てるという意味でもこれは全ての面である程度合致しないと、なかなかいい方向には行かないかと思います。太田の中学校で教えたり、邑楽郡で教えたり、館林で教えたりしている、ある知人の教師が板倉の子供ほどすばらしい子供はいないという、正直なこと言っていましたね。素直で、真っすぐで、それを私聞いたとき、やはり誇りに思いますよね。ただ、それが中学校、高校になって、今度そういういろんな知識を持った子供たちと生活できる対応もある程度中学校の教育の中で必要な形をとっておかないと、いきなりジェネレーションギャップではないですけども、ああ、俺なんかは全然こんなこと知らなかったなんていうので、そういう方向に行く子も中にはいるような気がしないでもないで、雑談の中でもいいけれども、教育の中で少しでも免疫力をつけさせるようなことも必要ではないのかななんて私個人的には思っています。いずれにしても、それだけ褒められることは決して悪いことではないので、今後とも教育委員会も含めて小中学校義務教育、板倉町の町立学校、ほかからどのような教育指導しているのですかという教示を受けに来られるような形でもとっていただければ随分、それには私たちも含めた近隣住民も、家族も全部含めての話ですが、ぜひともご尽力いただきまして、近隣からすばらしい教育委員会だ、すばらしい町だというような言われる形を少しでもお願いできればと思います。

時間ももう少しになりましたけれども、教育長、何か最後にその辺に関してありましたら、一言お願いできれば。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 私最終的には、時代背景がいろいろありますけれども、その発達に応じて教育があるべきだと思っていますけれども、ぜひ現教育制度といえますか、私は小・中・高・大というふうな形で年度的には、あるいはシステマ的には私は現状で進んでいっていいと思います。途中やはり教育力を充実させながらというようなことがありますけれども、入試の振り分け等については、私はこれはやむを得ないのかなと、結局それが最終的な幸福というようなことになりますので、やはりこれはやるべきときにはやるというようなことが必要かなと思います。

あわせて、先ほども言いましたけれども、心の教育といえますか、道徳的なもの、あるいは人権的なものを下に踏まえて、その部分を考えさせるという教育、これは一番大事なことかと思えます。全てがパソコンで欲しいものが何でも入ってしまうというような時代ですので、やはり考える教育といえますか、考えさせる教育、これは必要かなと思っています。今後そういう形で各学校に、まだ時間が足りません。いろいろ見ることはありますので、その見た結果、あるいは段階でいろいろとお話したようなところを実現させていければと思っています。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○4番（川野辺達也君） はい、ありがとうございます。町当局、教育委員会、議会も含めて一生懸命子供たちの将来のために、大学はどこか大学行っても、また地元に戻ってこられるような体制を今後とも私どもはいろいろ考えながらとっていかねばならないと思っています。そのためにも今後とも教育の分野でもよろしくご指導のほどお願いしたいと思います。

少し時間早いのですが、これで私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で川野辺達也君の一般質問が終了しました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

休 憩 （午後 0時17分）

再 開 （午後 1時30分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、青木秀夫君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[9番（青木秀夫君）登壇]

○9番（青木秀夫君） それでは、よろしくお願ひします。昼食後の時間で、睡魔に襲われるかもしれませんが、少々しばらくご辛抱いただければと思います。

昨年の衆議院選、マスメディアの予測どおり、自民党の大勝利、民主党の地すべりの敗北と言う結果となり、安倍政権が誕生して約3カ月になろうとしています。アベノミクスという言葉が今あっちこちで飛び交っております。経済政策が期待され、円安、株高と、平成25年度も明るいスタートの気配です。新政権

誕生100日間は、ハネムーン期間と称されているそうですが、安倍政権も内閣支持率も高く、文字どおりそのハネムーンの真っ最中にあるような感じがしております。安倍政権が標榜しているデフレ脱却あるいはデフレギャップの解消がかけ声倒れあるいは期待だけでなく、本格的な内容のあるものになることを祈りたいです。7年連続総理大臣の交代とならないようにぜひ祈りたいと思います。

板倉町においても、昨年からヤマダ電機のニュータウンへの進出がようやく具体的に姿をあらわしてきて、一安心というところで、大いに期待しているところです。ニュータウンの活性化も今やヤマダ電機のブランド力、宣伝力、営業力に期待すると言うより、すがりたいというような心境ではないかと思うのです。ヤマダ電機という神様にすがることができるのではないのでしょうか。今まさに「神様、仏様、ヤマダ電機様」というような状況かなと思っております。

新庁舎の建設計画も検討委員会からの候補地の答申も出まして、次のステップ、庁舎の設計と順調に進んでいるようですが、少子高齢化あるいは人口減少社会、合併等、その50年、100年先を見据えると、多目的あるいは多様と転用可能な規模、構造の設計にすることが大切なのではないかと思っておりますので、ぜひ検討していただければと思います。そして、アベノミクスの実現のためにも一日も早い建設に着手できるよう計画を進めて、景気対策のささやかな一助にいただければと思うのですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

ただ、日本国内に限って将来を展望しますと、少子高齢化社会は、これは必然的でしょう。このデフレ社会は想定できても、このインフレ社会を想定する人は少ないでしょう。国も地方自治体も企業も個人も少子高齢化社会に向けての対応、適応する生き方を確保するというか、共通の認識を社会全体で持っていかなければならない時代になっていると思うのです。

しかし、総論は皆賛成でも、各論になりますと、それぞれの立場でいろいろな利害が発生して、問題解決に至らないのは、これまた人間の社会の常のようです。少子高齢化社会が進行する過程で、医療、介護、福祉費の増大は避けて通れないはずで、高齢者の増加で、医療、介護、福祉サービスは増大するばかりです。

一方において、それらのサービスを担うべき現役世代は右肩下りの現象となっております。医療・福祉サービスの増大、負担者の減少と、折れ線グラフで示せば、この2つの線の乖離は拡大する一方で、将来が非常に不安になっているのは誰でも知っていることでしょう。社会福祉費の給付と負担の均衡、バランスを図ることは、最大の課題であって、しかもなかなか解決の鍵が見出せないまた課題でもあると思うのです。高齢者への給付のカットと現役世代の負担のアップという大改革をしない限り、場合によっては内閣の2つ、3つ倒れない限り、均衡は図れないのではないかと思うのです。そういう状況の中で、医療・福祉費の膨張の抑制を図るためには、いろいろな立場で、いろいろなできる策を講じていく必要があるはずで、

そこで、小嶋課長に伺いますけれども、国民健康保険特別会計の虚偽・不正の医療費請求について、当議会で何回も尋ねて伺ってきているわけですが、膨大な請求書、いわゆるレセプトの中から問題のあるレセプトを見つけ出したこの職員の努力は、これは評価しなければならないと思っております。しかし、その後のその資料を県の国保援護課と厚生労働省へ連絡して、厚生労働省と連絡したこの不正・虚偽の請求をしたこの医療機関へのその後の対応、それはどのようになっているのか伺いたいのです。まだ調査の進行形なのか、結論に至っていないのか、それとももう終了して、曖昧に終了したのか、その辺のことをわかる範囲で説明いただければと思うのです。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 青木議員の質問に答弁させていただきます。

私どもが不正と疑われる診療報酬明細書を群馬県に情報を提供して1年以上がたちます。その後の医療機関への対応でございますけれども、群馬県への情報提供した後、恐らく私どもの考えとしては、群馬県もしくは厚生労働省の指導及び監査等が実施されるというようなことを推測しておりますので、その後の医療機関への対応というのは特段してございません。

ただ、群馬県と厚生局の対応ですけれども、まず今年の9月議会に青木議員さんから何か地元で群馬県と関東厚生局らしき方たちが調査に入っているという情報をいただきました。その後、群馬県の国保援護課へ何回か相談といいますか、話をした内容なのですが、私の主観でございますけれども、今まさに動いているというようなことを私個人としては感じております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） では、今まだ調査の進行中ということで、結論には至っていないと理解させていただきます。月間何千枚、年間何万枚というこの膨大な請求書の中から、この不正の疑いのある請求書、レセプトを探し出すことは、大変なエネルギーが要すると思うのです。それも仕事なのでしょうけれども、この職員のこの努力は、大いに評価しなければならないと思います。この不正の疑いが濃厚かどうかを探し出し、判断したのは、板倉町の職員ですよ。その職員がですよ、群馬県の国保援護課へ情報提供し、その情報に基づいて厚生労働省が群馬県と連携して、不正請求について調査しているのは事実のようですし、さっきの課長の答弁からも、やっておるのでしょう。しかし、肝心かなめの板倉町の国保会計が国・県待ちの連携の外に置かれて、当事者となれないというのは、何ともこれ不思議な感じがするのですが、そんなのがどんなことからそうなっているのか。これは国民健康保険法の中に、そんな規定があるのでしょうか。あるならば何か参考に示していただければと思うのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 前回の議会でもご質問があったと記憶してございます。国民健康保険法の第45条の2並びに113条並びに114条によりまして、私ども保険者には被保険者、要するに患者さんでございますけれども、被保険者に対する調査もしくは医療機関に対する照会のみというような規定がうたってございます。

さらに、そのほかには、ほかの45条の2及び114条には、国及び群馬県には、医療機関に指導、監査ができる。それによって診療録、帳簿等を強制的に提出させることができるといううたい文句がございます。そのような内容から、私どもは県の指導もございまして、不正請求の疑いがあった場合には、群馬県に情報提供するというような順をとっております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 今の小嶋課長の説明によりますと、それは行政法の範囲内における規制なわけで

すよ。ところが、板倉町の国保会計は、国民健康保険法等のもちろん行政法の適用は受けているわけですよ。と同時に、全ての国民が対象となっている民法とか、刑法とか、その他の法律の適用も当然受けておるわけですよ。小嶋課長の説明では、板倉町国保会計は、国民健康保険法という行政法だけの適用を受けて治外法権下にあるみたいな説明なのですから、そうなのでしょうかね。

では、仮に国民健康保険法だけの適用だけであったとしても、この不正請求に対しては、国民健康保険法の65条の1項、2項、3項で、板倉町国保会計の権限が明記されているではないですか。なぜ権限を行使しないのか。不正請求の疑いがあるかどうかを探し出して判断したのは、板倉町の国保会計の職員でしょう。容疑の段階で事に当たらない限り前に進めないと思うのです。警察でも現行犯以外は全てこの容疑の段階で動いているのではないですか。白黒の判断をつける権限が与えられているのは、裁判所の判決だけですよね。それ以前は全てグレーなのですよ。不正請求が容疑濃厚であったら、権限を行使できるのではないですか。また、権限を行使しなければならぬ義務を負っておると思うのですが、どうなのか。これ現行犯の人を捕まえたようなものなのですよ。それで、それを公務員としての責任もあるのですけれども、それを見逃しているということはないと思うので、それをやっては悪いなんてことはどこにも書いてないのですよ。やっていいのですよ。その辺どういうふうに解釈していますか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 先ほども申し上げましたが、確かに私どもとしまして、群馬県のほうから調査依頼がありまして、前回の議会のときにでも、10件程度調査をさせていただいた。これは患者調査といひまして、その診療内容について聞き取りにより実施しております。その結果を群馬県のほうに情報を提供しているわけですが、今の段階では私どもとしては、不正の疑いがあるということで、まだ不正が確定したことはないということとして認識しております。これは前の議会のときにも、同じようなご答弁をさせていただいていると思います。ただし、その結果、不正請求だと確定した場合、告発等、告訴等につきましては、群馬県及び厚生労働省等が実施する、行うということが適正だと私どもは認識しております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） ところで、国民健康保険法における請求権の時効というのはどうなっているのでしょうか。時効ですよ、時効。時効の期限です。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 国保法の診療報酬関係の時効、いろんな時効がありまして、医療機関から私どもへ請求を受ける権利ですね。要するに医者から保険者に対する請求権は3年でございます。

それと、私どもがその不正に関し、厚生労働省もしくは群馬県の決定があつて、返還を受ける場合には5年ということに認識しております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） この返還請求権の時効は5年ですか、そうすると5年ということは、まだ時効は成立していませんから、返還請求権はまだ執行していないということになるわけですね。刑法の詐欺罪は時効7年ですから、まだこのような事件といひますか、不正請求問題についての被害届をすることも、告訴す

ることもまだまだ可能なわけですね。

鈴木課長に伺いますけれども、資源化センターでこの前も聞いたのですけれども、資源化センターのストックヤードで、資源ごみが持ち出されたときの事件になった際のこの被害金額は幾らぐらいというもう判決も出ているのでしょうかけれども、幾らぐらいという算定であれば事件化され、判決となっているのですか。わかる範囲でお伺いしたいのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 確かな金額はわかりませんが、物の価値、値段によりますと、恐らく5,000円から7,000円ぐらいの金額だと思われれます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） その今の時代に数千円という金額でも場合によっては現行犯逮捕、起訴、有罪となって、新聞にも報道されているわけですね。9月議会で私田口課長や根岸局長にも伺ったのですけれども、板倉町が金銭や施設の被害を受けた場合には、警察に被害届けを出すと答弁しております。小嶋課長も詐欺に遭った場合は警察に相談しますと答弁していますね。なぜ国保会計だけは、刑法や民法の適用を受けないのですか、それとも適用させないのですか。そんな規則どこにもないと思うのですよね。国保会計も社会の一構成員ですよ、これ。いろいろな経済活動あるいは法律行為をしておるわけですから、国民健康保険法という行政法以外のいろいろな法律の適用対象になっているはずなのです。国保会計だけ治外法権下にあるということはないですね。偽り、不正行為によって支払われた医療費は、詐欺被害に遭っているわけですから、その事実をよく認識しているわけですから、警察へ被害届けを出すべきであると思うのですけれども、同じことを聞いて大変恐縮ですけれども、いかがなものでしょうかね。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 議員ご質問の被害届けに関する件でございまして、確かに被害届けというのは、告訴、告発とは違いまして、相手を刑事罰等に問わないというような意味合いがあるようでございまして、ただし、告訴、告発に準じる手続というような見方もございまして。また、私ども行政が被害届けを出すということは、それなりの重みがあると思っておりますので、行政として被害届けを出す場合には、それは相当の理由と慎重な対応が必要かと思っております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） いや、先ほど鈴木課長は答弁していますがね。今の時代に数千円の盗難、盗難というのか、窃盗というのか、で受け付けて事件になるわけですよ。そういうことになっているわけです。小嶋課長の話とは非常に矛盾するところはあるのですけれども、ではいいわ。それではこれから少し、この前もちょっと伺ったのですけれども、個別の具体例で伺っていきます。個人情報保護とか、プライバシーの侵害に配慮しながら質問しますので、少し曖昧な部分があるかと思いますが、小嶋課長は質問内容を十二分に承知しているはずですから、答弁は個人情報に配慮しながらも、できる限り明確にお答えいただきたいと思っております。

では、一つの例で尋ねますけれども、栃木県のある診療機関をA、B、CのAとします。板倉国保の被保険者である受診者、患者ですね。患者を甲乙丙の甲とします。診療機関Aの診療請求書のレセプトをよく小嶋さん、見ておいてください。A診療機関は板倉町国保会計に平成22年11月に甲が25回受診したという請求が来ていますね。11月は30日間しかないのだから、25日間診療を受けたということになるわけですね。そして、22年12月には25回、23年1月は24回の受診となっていますね。1月は三が日を除くと28日しかなくて、その24日診療を受けておるわけです。2月、3月と続いて、4月はどういう理由か、一回の受診もないのですね。1カ月間空白があくには何かこれ理由があるのでしょうか。そして、また5月6日から受診再開です。5月は22回、6月は24回、7月は25回というA診療機関の請求に対して、板倉町の国保会計は、これ満額支払い済みとなっているわけですね。わかっていて何でこれを返還請求も問い合わせもそれを求めないのか。これは私は警察以前の問題に、国保会計の権限として当然できるものだと思うのです。このA診療機関の診療請求と、それによって支払われた板倉町の国保会計との関係はどういう関係であると受けとめるのでしょうか。

これは客観的には誰が考えても加害者と被害者の関係ではないでしょうかね。誰が考えてもそうだと思うのです。不正・架空請求によって支払われた保険金詐欺としか考えられませんよね。この事例、不正・虚偽の疑い濃厚かどうか、これは120%かな、200%かな、真っ黒ではないですか。この場ではもっと具体的にしていきたいところもあるので、しませんけれども、診療機関Aと受診者甲の関係から判断すれば、これはもう真っ黒もいいところで、本当100%ではなくて、300%ぐらい黒ではないのでしょうかね。

この請求内容からすると、診療機関Aと受診者甲は、これは共犯関係であると言っても間違いはないはずですよ、これ。そういう明白な不正請求の事実があっても、しかも先ほども言ったように、国民健康保険法の65条の1項とか2項、3項、これでも返還請求できるという規定もあるのです。それでも返還を求めない理由を伺いたいのです。小嶋課長の説明によると、これは前回も同じなのですけれども、板倉町国保は群馬県、厚生労働省の指導を仰ぎながら対応することしかできないということなのですが、不正の事実が明白な場合には、板倉町国保独自で返還請求することも当然できると思うのですけれども、それは相変わらずできないという答弁なのでしょうか。もう一回お願いします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） なかなか難しい問題でございますけれども、診療報酬明細書の審査につきましては、前にもお話ししましたけれども、通常の医療、歯科診療、調剤等であれば、国民健康保険団体連合会ですね。国保連に審査をお願いしてございます。その審査の結果、私どもにその支払い請求が来るというような中身、連絡体制になっております。

それらの中で、また若干違うのですが、柔道整復師の場合には、やはり国保連を通じて来ると、直接私どもに来る請求書がございますが、直接来る場合には、群馬県の国保援護課に審査をお願いしまして、その審査の結果、私どもは支払いしているというような流れになっております。今、議員ご指摘の案件でございますが、そのような審査をしておりますので、私どもとしては、支払っているのではないかと思います。

[「支払っているんでしょう、国保で」と言う人あり]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 支払っていると思います。それらも議員ご指摘の内容を精査しまして、も

し疑いがあれば、群馬県に情報提供していきたいと考えております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 難しい問題ではない。非常に易しい問題ではないですか、これ。ごく自然に、小学校6年生、3年生だってわかってしまう問題ではないですか。難しく考え過ぎ、難しくし過ぎるのですよ。窃盗、泥棒に遭えば警察へ届け出る。これはもう誰でも自然の、小学校6年生ぐらいになれば、みんな被害届けを出すのは難しくないですよ。それをなぜか難しいとか何とかと言って、要するに返還請求して返還されれば、一件落着という問題でもないのですよね。これはもう詐欺罪が成立しているわけですから、刑事事件であることは間違いないわけですから、さきの鈴木課長の答弁のように、数千円でも警察は事件化するわけですよ。確かに詐欺というのは難しい。詐欺事件って難しいですよ、警察は。なかなかこういうのに着手したがない。詐欺にも最近いろいろ、オレオレ詐欺だとか、何か投資詐欺だとか、結婚詐欺だとか、保険金詐欺などと、いろんな形態のものが増えて、世の中が複雑につれて詐欺事件も複雑になっていることのようにです。

不正・虚偽による医療費請求は、放火とか、殺人あるいは自動車事故などを絡めて保険金をだまし取るという保険金詐欺の中のまた一典型的なパターンだと思うのですよね。小嶋課長は9月の議会で詐欺に遭えば警察に相談すると答弁しているのではないですか。これ詐欺に遭っているのではないですか、板倉町国保会計が。板倉町国保は刑法の適用外にあるような答弁をしておるわけですが、板倉町国保会計がこうむった被害は、これは刑法だとか民法の保護法域のもとにあるのですよ。なぜ板倉町国保会計は被害届けを警察に出せないのか。被害届けも刑事告訴もできる権限はあるにもかかわらず、なぜそれは群馬県と厚生労働省が持っているのだという小嶋説の根拠をもう一回理由を示してみてください。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 同じような答弁になってしまうと思うのですが、私どもは国民健康保険制度に携わっている職員としましては、国保制度そのものは法的委任事務という認識しております。法律によって私ども行政に委託された制度、事務であると思っております。

この国保制度におきましては、先ほど来述べてさせていただいておりますけれども、厚生労働省も群馬県より不正請求があった場合は必ず情報交換しなさいという指導を受けております。その指導によって私どもはそれなりの職務を遂行しているわけでございます。その職務の遂行については、私どもは正当な理由と考えております。以上です。

それと、被害届け、絶対出さないというわけではないと考えております。出すタイミングですが、私どもとしましては、地方厚生局、厚生労働省ですね。や群馬県から何らかの行政処分が確定し、診療報酬の返還が確定したにもかかわらず、当該医療機関等から返還されない、もしくは遅滞しているというような場合、この場合は当然ながら被害届けを出す必要もあると思ひますし、告発、告訴もする必要があると思ひます。そのようなことで考えております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） では、あれですか。例えば余りよくないのだけれども、万引きをして、代金を払えば被害届けは出さないと。払わなかった人の場合には被害届けを出すと、そういうことなのですか。国民健

康保険法という行政法の行政罰は、行政処分も含めて軽微なのですよね。非常にこれは限定的で、もっとも行政法というのは、ざる法とも言われておるわけですから、国保特別会計も何度も言うのですが、社会の一構成員を構成しているわけですよ。企業とか、国保会計も、我々個人も一私人もみんな同じ人が社会を構成しているのではないのですか。ですから、当然この行政罰以外に、例えば刑法の詐欺罪だろうが、横領罪だろうが、背任罪だろうが、この適用を受けているわけですよ。やはり刑法を適用しなければ、この世の中の秩序というのは維持できないのですよ。

教育長には申しわけないけれども、教育長は性善説だと言うから、そういうことを考えないのですけれども、私は性悪説に立つほうですから、人間のそれを性悪説に立つと、何らかの形で規制するにはやはり法律で規制していかなければ、なかなかいい人ばかりいないから、秩序を維持するの難しいと私などは思って聞いているわけです。刑法は社会秩序の維持を目的に、その目的の実現のために「一罰百戒」という手法手段が合理的であるということで、社会全体の合意のもとに存在しているのだと思うのですよね。なぜ被害届けを出さないのか。被害に遭っているのは、板倉町の国保会計でしょう。しかもそれを発見したのは板倉町の職員の皆さんではないですか。なぜ国保会計を届けを出すのが群馬県や厚生労働省なのか。膨大な請求書の山の中から容疑濃厚な請求書を探し出した職員のこの努力は、登山に例えれば8、9合目に達して、あと一歩で頂上というところに達しているのではないですか。その最後の詰め、あと一歩、それは警察に被害届けなのではないですか。保険金詐欺を警察へ届けるだけですよ、あと一歩は。9合目まで登って、理由なく麓に戻る行為は、せっかくの努力は水の泡になってしまうのではないですか。警察に被害届けをぜひ出してもらえというので、再三再四何回も同じことと思うのですけれども、同じことですから、同じ答え言ってください。出せませんなら、出せませんと。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 同じ答えになるかと思えます。不正請求の疑いある場合には、私どもは上部機関であります群馬県並びに地方厚生局へ情報を提供し、その結果を仰ぎたいと思っております。先ほど被害届けのタイミングという話をしましたが、私どもとしてはそのような場合には検討する必要があると思っておりますけれども、今の現状では被害届けは本町から出すということはないという考え方は、前回の議会でも申し上げたつもりでおります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 警察は被害届けを受けても、事件に着手となると、これは慎重と言うより臆病、石橋をたたいて渡らないというのが警察の姿勢であることはよく昔から言われているわけです。簡単な事件ならすぐ着手するのですよ、鈴木課長がさっき示したような、非常に現行犯と、あとは簡単な事件ならすぐ食いつくのですけれども、詐欺事件なんていうと、なかなかやらないのも事実なのですよね。その事件化に慎重、臆病なのは、理由があるからですよ。証拠がないのですよ、確かな。先ほど示した診療機関Aと患者甲の共犯関係のような、公文書の証拠があるわけですよ。板倉町が受け取った医療費の請求書って公文書ですから、公文書の証拠があるわけですから、最も公文書は証拠価値が高いわけです。それもさっきのその1件だけではなく、ほかにも何口もあるわけですから、その証拠価値の高い文書を添えて警察に被害届け

を出せば腰の重い警察も動き出すのではないかなと私は期待しておるわけです。この証拠価値の高い証拠を提出すれば、警察も被害届けを受理せざるを得ないのではないかなと思っております。被害届けは刑事告訴と違って、口頭でも済むわけですから、簡単なのですよ、これ。相変わらず被害届けは出せないという考えでしょうか。いいですよ、教えてください。だめですとかと。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 先ほど青木議員さんがおっしゃったような診療報酬明細書があった場合、やはり群馬県へ情報提供し、その結果を仰ぎたいと思っておりますし、被害届けについては、先ほど来同じことを申し上げますが、私ども町ではその監査、指導の結果を見て判断したいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 返還請求もしない。被害届けも出さない。刑事告訴もしないというのは、これは行政の職務怠慢ということになって、行政責任が問われることになりますよ。今や幅広く行政責任が問われる時代になっておりますよね。板倉町においてもこの二、三年で道路管理の責任を問われて、2件損害賠償責任を負わされた事実が起きていますよね。国民健康保険会計は、被保険者の保険料ですよ。国、県、町の税金も投入されて運営されているわけですから、全ての住民、町民が関係していると言ってもよいでしょう。住民の大切な保険料が保険詐欺によってだまし取られ、被害を受けたまま何ら策を講じない行為は、これはもう不作為で、サボタージュに当たり、国保運営管理者として明らかに行政責任を生じていると思うのです。不作為という行為はこれは故意に当たりますよ。行政責任を不作為と作為に対しての行政責任をどのように認識しているのか伺いたいのですけれども。小嶋課長。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） ちょっと私は意味がよくわからないので、もしかすると勘違いの答弁になるかもしれませんが、不作為、作為というのはやはり個人の重大な過失責任、故意というような意味合いかなと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 地方自治法の242条とか、243条とか、242条の2とか、その辺小嶋さん、事前にしっかりと読んで理解していただいていますね。242条、242条の2、243条の2とかというのをしっかりと読んで理解していただいていますね。行政責任を問う方法としては、地方自治法の242条で、住民監査請求が242条の2で住民訴訟が規定されているのですよね。「住民は、地方公共団体の財産の管理を怠る事実によってこうむった損害を補填する措置を講ずべきことを請求することができる」という規定があることは逆に解釈すれば、行政機関はこうむった損害を補填する義務を負っていることになるのではないですか。板倉町国保会計は虚偽・不正によってだまし取られた医療費の損害を被保険者に補填する責任を負っていることになるわけですよ。

さらにですよ、243条の2で先ほど述べた不作為と作為ですよ。権限ある職員が故意又は重大な過失によって、支出又は支払ったときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないというような、職員の個人賠償責任が規定されているでしょう。小嶋さん、読んだのでしょうか。これまで問われるのですよ。知っ

ていて、それを放置しておくということは。板倉町余りそういうことやる人いないけれども、横浜市だの、川崎市だのに行くと、そういう人たちいっぱいいるから、そういう事件がばんばん訴訟を受ける可能性だってあるわけですよ。

この不作為というのは、意図的な不作為は作為だからね。故意なのだよ。わかっているのにやらないのだから。それだから、それは故意になってしまうわけですよ。だまし取られた町民の大切な保険料については、個々の管理運営者としての行政責任と、また公務員としての個人賠償責任を負うという二重の責任を負う規定が242条とか、243条の2で規定されておるわけです。これをどのように受けとめているのかお伺いしたいのですけれども、その条文を。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） この条文をどのように認識しているかということでございますが、私どもは公務員としては全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ全体の奉仕者として全力を挙げなければならないというような地方公務員法の基本がございますが、それらに違反したときには、個人の公務員であっても、求償は追及されるというような条文かなというようなことで受けとめております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） これ公務員法違反に当たらないですか、小嶋さん。よく読んだのでしょうか。これ小嶋さんからコピーしてもらったのだから。よく読んでおいてと言って私ももらって読んでいるのだから、何もここで突然聞いているわけではないのだから。そういうことなのでは仕方ないのですけれども、時間もだんだん迫ってきてしまうので、そういう経緯があるわけで、そういう流れの中でどうしたらいいかということなのですけれども、これから少子高齢化、人口減少社会が確実に見込まれる中で、医療、介護、年金の増大、膨張は日本の未来に不安と重荷を負わせることになっているようです。これは誰でもそう認識していますよね。消費税アップなどで、歳入増を図ったとしても「焼け石に水」だと、歳出のカットも図らない限り、収支のバランスを図ることはまず不可能であるということも、これも共通認識となっておるわけです。

そういう見通しの中で、いろいろな医療費抑制策が国、県、町、国民、社会全体で論議されておるわけですが、これも総論賛成で、各論になるとなかなかこれが1歩ぐらいは進むのかもしれないけれども、大きな前進は見られていないのです。小嶋課長も議会の答弁で「不正請求の疑いのあるレセプトがありましたら、その内容を細かく点検し、皆様の負担を1円でも少なくするよう法令に準じた対応をとっていきたい」という答弁が議事録に残っております。それでもなぜか腰の引けた文言どおりの実行はしないと。国民健康保険法ということで、その根拠がないというのが理由のようですが、それはそんなことないと思うのです。書いてないものはみんなできるのですよ、逆に何でも。書いてないものはみんなできるのですよ。それを何か書いてあるものに頼って行って、それで例えて言えば、海に灯台があっちこっちに点在しておるわけですが、灯台と灯台の間は船が通れるわけですよ。ところが、何か心配で灯台の明かりに寄って行ってしまっただけで通れないと、前に行けないとかと言っているような感じがするのですけれども、書いてないところは全て通過できるのですよ。その辺のことも含めて考えていただきたいと思うのです。

それで、何回も同じことを指摘して、本当に恐縮なのですから、国民健康保険特別会計は、国民健康

保険法という行政法だけでなく、刑法の適用も受けているということをよく認識しておいてくださいよ。

先ほど示した容疑濃厚な真っ黒のレセプトの事例などを医療保険金詐欺の典型ですよ。なぜ被害届けを警察に出せないのか。将来そういうことも多少考えているようなことも今日は前向きな発言として受けとめますけれども、将来の医療費抑制のためにも、ぜひこの被害届けを出していただきたいと思うのです。刑事罰はこの行政罰と違って、保険金詐欺の抑制、防止に効果満点、「一罰百戒」の効果となるはずですよ。昨年度の国民医療費38兆円、将来これが50兆円、60兆円にもなると予測されております。バケツの底に穴のあいのような医療制度を立て直すには、被害届けを出して警察の力にゆだねることが最高の効果、成果となるのではないのでしょうか。

あの大阪のいじめ事件も、大阪の体罰問題も警察の関与が全国的な問題となって、波及して非常に全国的に大きな効果を及ぼしているように思うのです。この医療抑制は刑事罰でと、被害届けを出すことが板倉町国保会計だけの問題でなく、全国に拡大して、何兆円もの国民医療費節約軽減に貢献するかもしれないのです。だから、誰にも負けない栗原町長の実行力でぜひ小さな板倉町から実現していただきたい。全国に発信していただきたいと思うのですけれども、そうでないと、9合目まで登った職員の努力も報われるのではないかと思うのですけれども、最後に、小嶋課長と総括的に町長からもご答弁いただきたいと思うのですけれども、よろしいですか。

ちょっと待つて。時間ある。

○議長（野中嘉之君） あります。半まで。

○9番（青木秀夫君） もうちょっと。

○議長（野中嘉之君） もう1分ぐらいです。

○9番（青木秀夫君） 1分ぐらいか。では、最後にもう一つついでに聞いてしまいます。時間ないと言われてしまう。

庁舎の建設のことで、次の一言だけ。答弁続けてやっちゃってってください。庁舎建設のことで、庁舎建設検討委員会で候補地の答申も出て、いよいよ今度建物の建設という具体的な段階に進んできたのだと思うのです。そこで、建設に当たっては、先ほども少子化とか、人口減少とか、あるいは合併とか、そういった問題を考えると、やはり多目的で、何にでも転用できるようなことを考えてつくっていくのがいいのかなと思うのです。きのうも話したのですけれども、これは町長と認識が大分違うのですけれども、財政的には板倉町もそんな心配ないのではないかなと思うので、できればその建設資金のことで、どのようなことを考えているか、これは私が答えてしまっちは変なのですけれども、余り補助金とか、ひもつきのものをつくらなくて、フリーハンドで10年、20年先、場合によっては売り飛ばすこともできる、転用もできると、そういうような形でやられたほうがいいのかなと思うので、少しぐらいのお金もらって縛られると、得したつもりが損するということにもなるので、損して得とれというような作戦をとることもいいのかなと思うので、その辺のことについて最後一言お答えいただきたいのです。では、小嶋課長。

[何事か言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 再三にわたり青木議員さんがこの問題を特別取り上げるということは、単に板倉の

問題だけでなく、いわゆる全国的にもしかしたら行われている軽微に見える犯罪の抑止に対して重い腰を上げたらどうかというようなことになるのだらうと思っております。

先ほどの例を聞いてみますと、私が聞いていたのは、それ以前のその町に、当町の被害者と思われる方々に対するその診療所の被害状況は聞いておったのですが、その後12月、1月、2月、3月、4月はどういうわけかで、5、6、7とか、そこら辺の話は私もレセプト等を見させていただいておりません。金額も含め、そういった報告の内容が詳しく私も承知しておりませんが、いずれにしても、課長の話も含めて総合的に考えますと、そんなに遠くないうちに動きも起こるだらうという感触だということですから、もちろん万が一外れというようなことで、相手に大きな名誉を傷つけるということも想定するときに、慎重であるべきということも踏まえ、それでも青木議員さんの指摘するそういった行為を起こすかどうかの判断はそう遠くないという時期に来るのだらうと思っておりますし、基本的な考え方は青木さんが延々と述べておられる内容について私もそんなに違わない認識でありまして、実は本日までの経緯の中で私自身も警察署長と書類等をもってしっかりと対談もしてまいっておりまして、徐々にそういったものに対する準備は前議会の答弁も踏まえて、私も町長として行動もしているつもりでありますので、しっかりと担当課長とも相談をしながら。そういう形でもう少し時間を待って、そのうちにいかなる方法をとる必要があるかどうかも含め、最終的な判断になるのだらうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、役場の関係につきましては、言わんとするところも全く私も考え方は同じでございますし、また私が独断で自分の好きなように役場をつくるわけでもありません。ということで、そういうための建設委員会も手順ののっとって立ち上がるわけであらうと思っておりますし、そういう流れの中でどう考えても多目的応用性の高い、あるいは合併の問題も今村議員さん等からも再三指摘も受けておりますが、これも今の時点ではいつも答弁しているとおりでありまして、全く否定をしている状況ではないということと、私自身は推進論者であるということは事実でありまして、そういったことを考えると、多目的な方向性をできるだけ入れながら、応用性も含めて後世に恥じない庁舎をつくることは妥当であらうと考えております。

資金面につきましても、半分以上は現金というか、自己資金がそれを目途に再三減額がどうの、やれどうだのなんていう話もきのうもしたわけですが、一定の額を積み立てたいということも含めてこの4年間水面下で動いてきておるということもありますので、できるだけ、補助金については、そんなに庁舎建設については受けられないであらうと、ないであらうということも踏まえ、あくまで自己資金、自己借金含めて第三者からとやかく言われるような状況にない形で資金的には自己責任で展開できるだらうと、していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○9番（青木秀夫君） では、いいですよ、よければ。ある。

〔「今、町長の言ったとおりでですので」と言う人あり〕

○9番（青木秀夫君） では、この問題も再三しつこく同じことをばかの一つ覚えみたいに、でも山へ登るのも裏からも、横からも、いろいろ登り方あるから、登ればちょっと風景も違うので、違った答えも出てくるかなと思って、うまくいって1歩でも半歩でも前進すれば。町長もこの議会とは別にいろいろ動いてもらっているということはよくわかっておりますので、1歩でも2歩でも前進すれば、それでいいと思っておるわけです。私も1階から2階へ上がってしまうような世の中になると思っていないので、階段1歩でも上

がってくれば、それでもいいかなと思うので、ぜひ小嶋さん、少し認識を少し角度を3度か5度でも目線を変えて頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。どうも済みません。

○議長（野中嘉之君） 以上で青木秀夫君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時45分といたします。

休 憩 （午後 2時35分）

再 開 （午後 2時45分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、秋山豊子さん。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。

初めに、小中学校の体育館等の天井落下防止対策の加速化について伺います。学校施設は、子供の学習、生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要であります。東日本大震災では、学校施設の屋内運動場等の天井が崩落し、生徒が負傷した例も発生、構造体の耐震化と同様、天井等落下防止対策を緊急的に加速化する必要があります。学校施設の安全確保の優先度は待ったなしです。そこで、本町の小中学校の体育館等の天井落下防止対策の加速化について伺います。局長、お願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいまの秋山議員の体育館等の天井の落下の防止対策ということでございますが、国から平成24年9月18日付で公立学校施設における天井等落下防止対策等の加速についてという通知がございました。これはどうしてそんな通知が出たかということなのですが、先ほど議員がおっしゃられたように、東日本大震災のときに、特に東北地方を中心といたしまして、体育館、中でもつり天井の体育館の屋根が落ちて被害が大きかったということがございました。また、最近の例で言いますと、これは体育館ではありませんが、中央高速道路の笹子トンネルの天井が崩れた事故があったかと思いますが、これもやはりつり天井ということで、つり天井の場合は危険性が大きいということで、早急に点検等しなさいという内容の通知でございました。

板倉の体育館の場合ですけれども、板倉の体育館は全てつり天井ではなくて、直づけの天井となっております。この文部科学省からの通知の中には、特につり天井の点検を重点的にやりなさい。それ以外の板倉の場合ですが、天井につきましては、ガイドブックというものがございます。正式には平成22年3月に出されたものでして、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」と申します。俗にガイドブックと呼んでおりますが、このガイドブックの点検に従いまして、ほかの直づけの天井も点検をしなさいというものでございました。

板倉町の小中学校は、天井面積は大変大きいものなのですが、先ほど言いましたように、つり天井ではございませんので、目視等の点検等によってその確認を行っております。ちなみにガイドブックの内容でいきますと、天井材に破損等の異常がないか確認しなさいというのが1点です。それと、天井の付随といったしまして、照明器具類に関しましては、変形であるとか、さびていないか、腐食していないか、そういうことを点検しなさいという形でありまして、板倉の場合は、今のところ特にはないという状況で確認しております。

ですので、国でうたっております転落防止対策の加速化ということは、もしつり天井で対策等が特にやられていない場合は、各自治体でそれに見合った対策を至急急いで行いなさいということだと思います。先ほど言いましたように、板倉の場合は直天井ということで、ただいまの段階では、目視点検を中心に確認を行っているというところで対応しております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま局長が目視でやっておりますということで、そうしますと直接的に私は調査を徹底してやっていただくということが安全につながるかなということが1つと、または体育館、各学校の体育館もそれではあれでしょうか、中学校または海洋センターの体育館等の天井ですか、それについてはどんなふうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 中学校と海洋センター、それぞれつり天井ではございませんで、やはり直づけ天井となっております。

それと、ふだんは目視で確認ということなのですが、これは建築基準法の適用もありまして、2年に1度になりますが、細かくその非構造物関係の点検が入りますので、そのときに照明器具、それと取り付け金具、また体育館ですので、バスケットゴール等がありますが、それらの状況についても業者による点検を行っております。

それと、照明器具は1年のうちに何回か切れることがあるのですが、そのときは交換ごとに業者をお願いしまして、安全をもう一度確認しているという状況です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 2年に1度、業者を通して点検をしていますよということです。その2年に1度点検した、その実施した結果、そういうものは異常ないということで出ているのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 結論からいきますと、転落防止につながるようなものは報告としては上がっておりません。小さい、例えばねじの緩みであるとか、ちょっとしたさびとか、その辺は指摘がありますので、その都度対応しております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 次の質問に移るのですが、天井落下防止対策とともに、私はなぜ今その非構造部材に対して質問したかといいますと、全国の公立小中学校を調べましたところ、照明器具、内外壁、

設置機器、そして窓ガラスなどの非構造部材の耐震化率が32%にとどまっております。そして、その実態が文科省の調査で明らかになっているわけですね。学校の構造体の耐震化が85%まで進んでおります、構造体のほうは。それに対して建物自体の強度が高まっているのに比べて、天井や照明の落下などによる二次被害を防ぐ取り組みは、大変おこなっているわけです。実際に東日本大震災の発生時には、公立学校の天井材の被害が1,636校、そして照明器具の被害が410校、内外壁の被害が968校あり、その非構造部材がその耐震化の第一歩となる耐震点検は全国小中学校の4割弱が実施していません。本町の耐震の点検というのはどの程度実施されているかということなのですから、今の局長のお話ですと、それは全て目視をしていて、2年に1度業者を通じて点検していますよということですが、それは全ての非構造部材に対しての答弁でしょうか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 今度は体育館ということではなくて、各教室等が中心になるかと思いますが、そちらの関係だと思えます。それで、これは前段階のお話も含めてということですが、非構造部材といいますと、構造物本体以外の部材ということになりますので、主なものとしてですが、ガイドブックに沿って主なものということになりますが、天井材が1つ、それと照明器具、窓ガラス、外壁と内壁、それにエアコンの室外機、それと家具類が大体主なものかなと認識しております。これらの学校での現状ということですが、まずは天井についてですけれども、文部科学省で特に注意をなさいというのは、大きい天井のことを言っているのですが、それに対しまして、教室の場合は面積が小さいということがありますので、特に中に入って点検等はしてありませんが、これは目視で各担任の先生方をお願いしている状況であります。

それと、照明器具につきましては、その取り付け金具が腐食とか、変形していないかの点検があります。また、窓ガラスについては、本当ならば強化ガラスというところまでいきたいのですが、大変費用がかかり、それはできませんので、サッシのパッキングやコーキングをやり直したり、あとガラスにひびとか、破損がないか、そういうものですね。その点検を行っております。それと、エアコンの室外機につきましては、これはまだ取りつけたばかりですけれども、取りつける際に、アンカーボルトをコンクリートの深くまで打ち込んであります。それで転倒防止を防ぐという一応構造にはなっております。

それと、家具類についてですが、学校にあります家具類はロッカーが多いわけですが、ロッカーは備え付けになっていますので、倒れることはございません。それ以外のものは、やはり揺れたりするので、簡単な金具を使って転倒防止策を行っています。

それと、各教室にテレビがありますが、テレビにつきましては、金具とか、ベルトで壁や床にくくりつけるような形で地震があっても落下しないような対策をとっています。

以上が大体主な内容ですけれども、非構造部材はそれ以外にもかなりの点数がありますので、全部を網羅するということとはとてもできませんが、先ほど言いました建築基準法に従う2年に1回の項目というものが約130項目ほどございます。その中でガイドブックが全体では21項目になるのですけれども、それも含めて点検を行っているような状況です。いずれにしましても、もしその点検を行って、ふぐあいが生じた場合は、すぐに対応するという体制ではあります。これが今の現状ということになります。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 昨年の9月に文部科学省から出された通知では、公立学校施設における屋内運動場等の天井等について平成25年度中に学校の設置者が責任を持って総点検を完了させるとともに、平成27年度までに落下防止対策を完了させることとありますが、それについては先ほどの答弁と違っていているところがありますが、その点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 文部科学省から出ました先ほどの通知の中では、つり天井が対象ということになっておりますので、板倉としては特に対策というものは今のところは重立ったものはないということになっております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） つり天井というところにとってもこだわっているように答弁が聞こえるのですが、結局国は天井等と言っているわけですね。等ということは、非構造部材の全般を指しているということにもなるわけですね。そういう点で、25年度までに総点検をして、完了して、27年度に全部完了しなさいよと国では言っている通知が行っていると思いますけれども、そういうのはいかがですか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 議員ご指摘の平成27年度までにどうのこうのという、その通知の内容自体は私今のところ確認はしていないのですけれども、先ほど言いましたように、平成24年9月18日付の「天井等落下防止対策の加速について」という通知の中では、今、板倉でやっているような内容でという話で伺っていますけれども、再度その辺は確認させていただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） なぜこういう質問をするかといいますと、東日本大震災を教訓として、国も公立小中学校に対しての安全・安心を推進しているわけでありまして。そういう中で、その各自治体によってやり方が違っているとは思いますが、今回そういうことにおいて国でもきちっと24年度の補正予算で対象施設としては、幼稚園、小学校、中学校、そして算定割合は3分の1で、下限が400万、上限が2億円で、対象事業としては、天井材、照明器具等の落下防止工事などに使えますよと言っているわけですね。

それで、24年度は地方交付税措置により、実質的に地方負担は13.3%というのですよね。ということは、私はこういう国の補正予算を積極的に使って、子供たちの安心・安全の対策に使うべきではないかと思えますけれども、この辺についてはどのようなお考えをお持ちですか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 議員ご指摘のとおり、補助金があるということであれば、再度内容等を検討いたしまして、できるものはやっていきたいと感じています。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） それでは、町長にお聞きいたしますが、この国の予算を使って、できれば27年度

ぐらいまでには完了してくださいということですが、そういうことについて総括的にどのように感じになりますか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） もちろんおいしい話ですから、該当すれば全部対応したいとも思いますが、多分該当しないのだと思うのです。今、財政課長と確認したら。ということで今回については多分予算どりをしていないという経緯があるのだと思いますけれども、そんなところですね。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 私も通学路の資料もいただきました。通学路に今回も補正予算が組まれて、国からおりてきています。そういうことについて、群馬県ではほとんどの市町村がその補正予算を使って道路の改修とか、いろんなことをやっております。そういう中で、やっていなかったのは、それを申請したのか、しないのか。しなかったのは館林市と板倉町だけなのですよ。それが本当にこういう補正予算が大型で来るというのは、そうはないと思うのです。いかにそういうものをきちっと精査して、それを活用して、それは全部町民の皆さんにつながるからです。私はきちっと使えるものは使って、安心・安全のまちづくりにも寄与していくことが町民へのこれからも質問がありますけれども、サービスにつながっていくことかなと思うのです。

所管の課に行って、私たちが町民の皆さんから頼まれたりしますから、そうしますと、本当にその課によっては丁寧、親切にきちっと説明してくれて、私もきちっとそれを見定めて、なった結果をまた町のほうへありがとうございましたということで、町民の皆さんは喜んでますよということで報告をしています。そういうことで、まして子供たちの安心・安全ですから、そういうのをおいしい話だなんて言わないで、きちっと精査をして、使えるべきものは使って整備していくということも大事なかなと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

○10番（秋山豊子さん） 町長、求めているんですけども。いいですか。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） いや、反論します。

都合のいいところだけ宣伝されたのではかなわない。

○10番（秋山豊子さん） ああ、そうですか。はい、はい。

○町長（栗原 実君） 今の秋山議員のお話を聞きますと、我が町の職員がいかに無能で、使えるものでも使わないというように聞こえると思うのですが、我が町の職員もいやしくも給料もとり、自分の専門職として死に物狂いで仕事に励んでいると思っております。

そういう範囲の中で精査をした結果、とりあえず今の時点ではということと、幾つかきのうの関係ですか、都市建設課長の道路の関係とか、今回我が町について、館林さんもそうだと思いますが、幸いそういった面が進んでいるのか、あるいは該当するのか、するものがないのか、正確にはまだ全部聞き取りもしなくてはなりませんが、少なくともさっき言ったおいしい話ですから、だって13%で全部目的ができるのですから。

○10番（秋山豊子さん） そうそうそう、13.3%ですね。

○町長（栗原 実君） それを目の色を変えて物色しないはずはないと思っておりますので、ありがたいご

指摘ですけれども、町の職員も信頼していただきたい。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 言い返すわけではありませんけれども、私もきちっと認めるべきところは認めております。だから各課に行って、きちっと素早くやっていただいたことに対してはきちっと町へお礼の電話を入れていますよと今言いましたでしょう。だから、そういうので別に、まして我が町の職員の皆さんが無能だなんて……

○町長（栗原 実君） そういうふう聞こえるのですよ。

○10番（秋山豊子さん） それは町長がそういう気持ちが心にあるからではないのですか。私はそういうふうに思っておりません。答弁は求めておりませんので、結構でございます。

○町長（栗原 実君） 反論する権利は。

○10番（秋山豊子さん） いけません。

それでは、次の質問に移ります、時間もありますので。

窓口の業務の改善について質問をいたします。窓口業務を改善し、町民への利便性向上に努めるべきと考えております。

その一つとして、ワンストップ対応の考えについて伺います。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） それでは、秋山議員さんの質問に答えさせていただきます。

まず最初に、第二庁舎等にご存じのとおり、複数の窓口を有しております。そういう中で比較的戸籍税務課が税と戸籍住民とか多い中で、私のほうで代表して答弁させていただきますので、ご了承のほどよろしく申し上げます。

ワンストップサービスは、複数の行政サービスを1つの窓口で処理することによりまして、お客様、町民の方が複数の窓口に出向くことなく、手間や労力を削減する効果があるわけです。本町におきましては、現在完全なワンストップの窓口とはいきませんけれども、会計課、戸籍税務課、福祉課、健康介護課、環境水道課という形で窓口に関係する5課が第二庁舎に配置されております。一部転入転出等で学校関係の手続も出てくるのですけれども、学校関係を除いてはほぼ他の課に移動しないで、対応が可能な状況になっていると認識しております。

また、転入転出とがこれからの時期4月に向けて、今月から出てくるわけですけれども、その場合はいろんな届け等あわせて年金とか、もろもろの関係が出てくるわけですけれども、そういう場合の複数の課に関係する対応につきましては、職員同士が、第二庁舎の関係する職員同士が連携協力によりまして、順次処理を行っております。そういう形でサービスが行き届くように配慮はした中で、町民の方が戸惑うことのないように努めているところでございます。

今後完全なワンストップ化というと、単なる窓口ではなくて、究極的には自宅でそれが済むとか、かなり広範囲にわたっていくのですけれども、現状ではフロアに合った事務処理の構築と、そういう窓口業務のマニュアルの整備とか、さらには今言った電子化の推進によるサービスも最終的には考慮していく必要があるのではないかと考えています。

なお、現状においては、施設の状況から総合窓口や総合窓口案内的には、フロアの関係からいっても、厳しい状況でありますので、その辺は新庁舎建築にあわせた中で十分な検討を図っていければと考えています。
以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） なかなか本町においてワンストップの対応の窓口をとというのは、このワンストップにおいても、先ほど課長の答弁からしても、幅が広いわけですね。それで、本町ではきっとワンストップでなくても大丈夫な機能が果たしているのかなと思うのですけれども、なぜ私がワンストップをと言ったのは、できれば窓口への案内をワンストップで対応して、来庁者の話をよく聞いて、そして本町の窓口で対応できるもの、そしてまた対応できないものについては、どういう窓口を利用したらよいか、また市の窓口か県の窓口などを含めて所在の案内、またはその電話番号など来庁された方の利便性を図ることも大事なかなと思っているわけですね。その辺のことはどうなのかなと思うのですけれども、課長はいかがでしょう。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） 秋山議員さんから町のことは当然ほかに県とか、さらには国の関係する課はどうかという形ですが、当然いろんな関係する部分もありますので、いずれにしても戸籍等あるいは福祉関係にしても県と密接的な関係もありますので、そういうのはきちんとサービスの中で、住民の方が県に関係するものはあわせて一緒に説明させていただいていると自負しているところです。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 私もちょうど用事が役場にありまして、第二庁舎へ行きました。私もそこでちょっと待ってくださいということで待っていましたら、外から赤ちゃんを前に抱いて、そして3歳ぐらいの女の子を連れた若いお母さんが来庁されたわけですね。何かの手続かなと思うのですけれども、来ました。それで、ちょっと番もすぐではなかったのですけれども、そこでお母さんたちは子供を見ながら待っていました、それで番が来て、お母さんが椅子に座って、その手続を始めようとしたのですけれども、前に子供を抱いて、それで3歳ぐらいの女の子が庁舎内を行ったり来たりしているわけですね。そうしますと、お母さんは気が気ではないわけですね。ほかにも来庁されている方もいらっしゃると思いますので、そうするとそこで手続等を行っていても、何となく落ちつかないわけです。私も右の端を見ましたら、ベッドがあったのですよね、ベビーベッドがあるのだなと思ったのですけれども、ベビーベッドですと、赤ちゃんを乗せて、誰かがその子を見ていないと、ちょっとしたはずみにそこから落ちてしまったりもするわけですね。また、そのベビーベッドはベビーベッドで使い勝手があると思うのです。そういうときに、やはりベビーカーですか、そういうのがあれば、子供さんを前からおろして、そしてベビーカーに乗せて、3歳ぐらいの女の子はよく子供の椅子ですか、そういう子供用の椅子が今、食堂などに行きますとありますけれども、そういうのがあれば、お母さんのそばで、お母さんもそこで手続が安心してできるということで、そういうことも大事だなと思ったのですけれども、そういうことに対してお考えはいかがですか。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） ご質問についてお答えさせていただきます。

確かに毎日を見ている中で、当然お子様連れ、赤ちゃん連れの町民の方が見えます。小さいお子さんについては、本当にかわいそうだなと思うときがあるのですけれども、それはしょっちゅう来ていけばなれるのでしようけれども、初めて来た場合は、やはり違った環境で落ちつかないケースが多いのだと思って、状況によっては泣いたりしている声も聞こえるのが正直なところでございます。乳幼児を連れて来庁された町民の方の対応については、できる限り混雑しているときとか、窓口の状況にもよるのですけれども、本当に手が、ほかにお客さんがいなくてすいていけば、その状況を把握して申請に支障がないように職員もサポートは行っております。端的な事務で言えば、どうしても泣きやまない。書類を書くまでは例えばちょっと手があいていけば、子供を今、議員さんがおっしゃったとおり、あやせられれば、その辺もしたりとか、あと時間的にどうしてもお子さんが環境になじまなければ、申請の内容を聞いて、ではお子さんを車で待って、終わった段階でお声かけますよとか、やはりその辺の配慮がケース・バイ・ケースで図っております。

また、今お話がありました乳幼児等については、議員さんが言うように、フロアの正面にテレビがありますけれども、その左側に2歳未満用でございますけれども、ベッドがあります。そのベッドは枠で囲われてありますから、落ちるといえることはないと思うのですけれども、あと手前に周りに囲いが無いソファ風のベッドがありますけれども、そういう形でその辺は配置しておるところでございます。うまく申請が終わって、書類を整理している間につきましては、お子さんですから、やはりどうしても飽きられるというか、環境で。そういう部分にも配慮しまして、ベッドの中に多少ですけれども、おもちゃとか、あとは量も少ないですけれども、絵本等を健康介護課の脇のところにあるのですが、そこに配増して、なるべくスムーズに行くように、手続がスムーズにできるように配慮に努めているところでございます。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ベビーカーや子供椅子の対応となりますと、やはり町長のご判断をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 私が判断するまでもなく、その程度のことはきっと担当課長がさっき幾つか挙げたけれども、それに対してさらにそれがいいと思えばそろえると思えます。この間も明和町へ行っても、ベビーカーがという質問もされまして、さすがは女性議員で細かいところにも気がつくなと思ったのも事実でありますので、そんなに高いものでもないですし……

○10番（秋山豊子さん） そうですね。

○町長（栗原 実君） そういった不便を来す場合にはということ想定して、課長の範囲、裁量もありますから、多分そのように最低限でもそろえるのではないのでしょうか。そろえないとあれば、指示もしたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） それと、また1つお願いというか、要望というか、どなたでも忙しく来庁されると思うのですけれども、できましたら、子供さん連れとか、妊婦さんは番を早くしていただければ、少しそういうことの解消にもつながるかなと思うのですが、その辺の対応はどのようにしておりますでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

〔戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇〕

○戸籍税務課長（長谷川健一君） ベビーカーの関係は、漏れていて失礼したのですが、それはよく検討して、危険性とか、そういう安全性を十分確認し、そこが一番の問題になりますので、その辺を利用状況とか確認した中で、検討し安全性が確保できて、町民の方にサービスができるのでありましたら、今、町長が申したとおり、確かに金額的にもそれほどしませんので、考慮したいと思います。

それと、順番等については、混んできたとき、お子さんを連れてみえて、お子様がどうしてもなじめなくて泣いたりしていた場合は、周りのお客さんに断わって、勝手には順番等も正直言っておりますから、先によろしいですかというのを断わって、現状でも状況によってはやっていると思っていますのですけれども、今後についてもその辺を町民の方の理解を求めながら、ぜひそういう形で対応したいと思います。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま課長の答弁によりまして、利用状況を見ますということがあったのですけれども、そんなに役場に毎日のように来ることはありませんですね。何かの節目とか、そういうときに若い方は来庁されることが多いのかなと思いますので、そういうこともひとつお考えをいただきたいなと思います。そして、新庁舎ができればまたもう全然変わった、みんなに本当に便利で明るくて、親しまれる庁舎ができるわけですけれども、でも、それまでには少し時間もありますので、その間本当に対応できるものは対応して、町民の皆様の利便性を図っていくことも大事ではないかなと思っております。

それと、申請手続の対応について伺いたいのですけれども、これはちょっと守秘義務というか、その方もありますので、Aさん。Bさんということでお話をさせていただきますけれども、あるときAさんが私の家に来ました。それで、その方はご主人のことで、福祉関係でお話を聞きたいということで伺ったのだと思うのです。それで、そのテーブルへ「どうぞ」と言うので座りました。座って少し話をしていきましたら、「ちょっとお待ちください。担当とかわります」と、こう言われたそうです。その人は「ああ、わかりました」ということで待っていて、新しい職員の方がまたその席へ着いたそうです。それも少し話を進めていきましたところ、「あ、ちょっとお待ちください。担当とかわります」と、またそこで言われたそうです。はあと思ったのですけれども、そこにいて、それを3回、3人目の方が来て。それで話をしていたら、話がその方にもうこれ以上聞いてもだめなのかな。自分でやはりある程度勉強してこない、話が通じていかなのかなと思って、ちょっと諦めかけていましたと言うのです。それで、3人来て、「ちょっとお待ちください。ちょっとお待ちください。担当とかわります」と言われたときは、本当に自分が何も知らないということに対して、やはり自分を責めたと言うのですよね。それで、「ああ、これじゃだめだ」と思って、ある程度書類をまとめて、「じゃありがとうございます」と言って帰ろうと思って顔を上げたら、その自分の前に誰もいなかったというのですよ。普通でしたら、お気をつけてお帰りください」とか「お疲れさまでした」とか、誰か1人残って、町民の方に挨拶をしてから退席するというのが普通だと思うのですけれども、顔を上げて誰もいなかったときは何も言いがたい思いをして、そして庁舎を後にしたと、こういうふうに言われたわけなのです。だから、本当にその辺は来てくださる方のお気持ち一つ一つ皆さん違いますけれども、そういうことでは私も先ほどワンストップの対応はどうかということもお話をしたのですけれども、そこで話が結局「ああ、だめだ」と思いましたので、今度は板倉町のデイサービスへ行ったそうです。その担当者とお話をしましたら、その方は専門性があったのだと思うのです。それで、その方が納得できるお

答えをいただいて本当によかったという話がありました。それがAさんの例です。

今度Bさんの例なのですけれども、やはり家族の方が病院へ入院されて手術をしました。手術をしたときに、ある体の一部分を火葬しなければならないというようになったそうです。それで、火葬許可証というのですか、それをもらいに窓口に来たのですけれども、そのときの対応がこういう事例はないということで、なかなか話が前へ進まなかったそうです。それで、その職員の方は「じゃ、館林へ事例があるか何だか聞いてください」ということだそうです。それで、電話番号をそこでその来場した方に教えて、それで電話器をこちらへ向けて、その来場された方が電話をとって館林へその電話をしたそうです。でも、そのときに庁舎内が少しざわついていて、自分も本当にご主人がそういうことになったということで、長年早く言えば看病もし、そして心も痛んでいたと思います。そういうところで、電話を向こうへ言って、その館林の担当の方が話されたのですけれども、それも結局よく聞こえなかったと。それで、そこから、板倉町から今度は館林へ行って、そして話をしました。そうしましたら、それは対応がちょっと難しいので、少し待ってくださいと、それで後日連絡しますねという、そういう返事をもらったそうです。その方は、それをする前に、JAの、農協さんですか、にも行って、「こういうのは火葬とかはどうでしょうか」と言いましたら、「板倉町の役場とJAとの関係はそういうのはないので」と言ったそうです。それなので、それも諦めて、市の返事を待ったそうですね。そうしましたら、「じゃ、それは特例として小動物の体の一部ですので、対処しますよ」と言ってくれた。いよいよそういう火葬の場になったら、JAから2人その斎場に来てくれたそうです。それで、その方は感激して、本当に自分の心が病んでいるところに2人来てくれたということにとっても感動して、JAさんのほうへお礼に伺ったのですよということでした。それで、館林さんも特例というか、今後はこういうことも考えていきますということで、その許可を出してくれた。そういうことでそれが一件落ち着いたわけです。それでは板倉町は何をその方にしてくれたのだと言ったら、何もしていないわけですね。せっかく板倉町に住んで税金を払って、それでその対応ができなかったということに対して、私は本当に落胆をしました。そういうことについて、その職員間の連携というのは本当にどうなっているのかなと思ったのです。その職員の方もきっと今までに本当に例がなかったのだと思うのですよね。それを急に言われたものですから、ちょっと動揺して、どうしようかとなったと思うのです。でも、それを館林さんがおっしゃってくれたように、「ちょっとお待ちください。後でご連絡します」という言葉と同じように、そう対応ができれば、その方もきっと少しは心が休まったのではないかなと思っております。

そういうことについて、全般的な窓口業務ですか、本当に大変だと思うのですけれども、その辺の対応、その連携、そういうものがどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 先ほどのAさんですか、福祉関係でお越しになったということでした。

○10番（秋山豊子さん） ええ、そうですね。だから。福祉課か、健康介護課かどちらかだと思うのですね。

○福祉課長（永井政由君） はい。デイサービスに行かれて。

○10番（秋山豊子さん） のほうへ行ったのです。

○福祉課長（永井政由君） 相談の内容がわかったということですよ。

○10番（秋山豊子さん） そうです。

○福祉課長（永井政由君） そうしますと、介護の関係で見えたということですかね。

○10番（秋山豊子さん） うん、それもあった。

○福祉課長（永井政由君） はい。そうしますと、福祉課がとりあえず玄関に入って、そこが左側に事務所があるわけなのですが、入りますと、一番目につくのが多分福祉課だと思うのですね。

○10番（秋山豊子さん） うん、そうだよ。

○福祉課長（永井政由君） 何カ月か前から福祉課も何か背中を見せて事務とっているような感じがありましたので、1名玄関に向けて、配置しました。一応その方が多分一番早く目についたかと思うのですね。その窓口を向いている女性が対応して聞いたと思うのですけれども、なかなか自分の課のことはわかるのですが、他課になりますと、ちょっと熟知していない面があったかと思うのですね。たらい回しにされたということは大変申しわけなく思っています。今後福祉課のその窓口対応している女性につきましては、もう少し勉強するような、同じラインで仕事をしている課について、ある程度は浅くてもいいから、理解できるようなところまで勉強してくれというようなことで指導したいと思います。申しわけございません。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 福祉課長に答弁いただいて、ありがとうございます。福祉課か、健康介護課か、どちらか私も見ておりませんので、その方の言った言葉で質問したわけですから、わかりません。それで、女性であったか、男性であったかもちょっと伺っておりますけれども、でも、それをちゃんと話すと、またいろいろありますので、課長の範囲できちっとまたご指導いただければいいかなと思っております。

あと、Bさんの件をお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） Bさんの関係については、結果の報告は受けております。

内容的には、さっき秋山議員さんおっしゃったとおり、体の一部を火葬するという形の中で、例的には難しかったようでございます。その相談をされまして、町として形をとったのは、こういう形の連絡でその内容を事情もわからないところも正直言ってかばうわけではないですけれども、あると思っておりますので、その辺の中身も含めて案内したように私は理解しているのです。ただ結果的にそのやりとりスムーズさに欠けて、結果的にその町民の方が大変な思いをされている中での手続ですから、その辺は配慮して、もうちょっと細やかな対応が必要だったかなと反省を私もしております。今後そういうことがあった場合は、きちんと仲介するなり対応できればと思っております。ですから、その町民の方については、大変だった、精神的にご迷惑かけたかなと思っております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 事例が今までになかったということで、きっと職員の方もああ、どうしようという、先ほど話しましたが、そういった気持ちもあったのかなと思うのですね。私は役場が大きく成長して、町民に親しまれ、利用されていくためには、何といたっても小事が大事という視点に立って、業務に努めることではないかと考えております。それがひいては町民皆様へのサービス力につながり、町民への利便性向上に努めることになっていくと感じています。役場の新庁舎建設が27年度を目標に進んでいくわけですが、それと同時にニュータウン周辺に今住宅が造成され、やがて人口も増加し、役場を利用する人たちも多

くなり、今までにはなかった新たな相談や手続などを想定して、さらなる役場の機能強化が必要となってきます。町民サービスについても、一層の人材育成とあわせて職員の皆様のメンタルケアも大事ではないかなと私も感じております。1日を明るく元気に業務を終えることができる職場をこれから私も求めてやみませんので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間が五、六分ちょっと早いのですけれども、以上で質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（野中嘉之君） 以上で秋山豊子さんの一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は3時55分といたします。

休 憩 （午後 3時40分）

再 開 （午後 3時55分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告6番、黒野一郎君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[7番（黒野一郎君）登壇]

○7番（黒野一郎君） 7番、黒野一郎です。通告に従ひまして、質問いたします。

まず初めに、一昨日、日曜日でございますけれども、板倉町西岡新田、西丘神社境内で火災発生、そして丘の上の火がいろいろと燃えながら、消防団員、そして消防署員、さらには町長を初め役場の職員の方々にご迷惑と、さらには鎮火が早かったものですから、大火にならなく、無事何とか鎮火しましたことをこの場をおかりしまして御礼申し上げます。

そしてまた、私が6番目ということで、駅伝大会でいえばアンカーですけれども、なかなかアンカーというだけの機能がございまして、逆に未熟な、素朴な質問かと思ひます。最後に眠気もまだ多々いろいろとあろうかと思ひます。そして、5人の職員皆様方のご答弁聞きながら、立派だな、大したものだな、すごい課長さんだなと。私が課長だとしてもあれだけの答弁はできないのですけれども、私は無能なんて言えませんが、立派だなと。私はいろいろと理解しております。その辺でございますので、2期目の栗原町長、そして冷静に、そしてまたいい答弁をひとつよろしくどうぞお願い申し上げます。これはあくまでもけなしてはございませんから、褒めているのですから、長年の町長とおつき合ひでございますので、その辺。私もやっと何とか1年ぶりにここへ立ったかなと思ひますけれども、ひとつご理解お願い申し上げます。

さて、まず1番の町文化財と天然記念物等の指定の今後についてでございますけれども、その前に。進捗状況をお伺ひします。以前私が私の前の二ホンギ、町指定の天然記念物等でございますけれども、1年前、2月寒い時期に剪定しながら生き返らせようと思ひて、業者の方と努力をしているわけでございますけれども、その後の局長の答弁を見ますと、来年明けた春ごろにはもう一回診断をして、生き残れるか、生かせるかということでございますけれども、その辺の進捗状況がはっきりとわかるようでしたらご答弁をお願いします。

なぜといいますのは、きのう、今日できた木ではなく、恐らくは江戸時代ころからできたニホンギとして、板倉町の方々は、ニホンギはどこにあるだろうということはご承知だと思いますので、ご答弁をお願いします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいまの議員のご質問のニホンギの関係についてお答えしたいと思います。

前回の答弁の中でも、その手術をした後に様子を見たいということでお話ししたかと思えます。ニホンギにつきましても、去年の3月に手術を行ったわけですが、その時の話では、春先に新芽が出る可能性があるのではないかというお話でした。その後、また経過中ということですが、様子を見ているという段階です。現在の木の様子を見ますと、キノコが大分出ていまして、また根っこの南側のあたりが一番芽が出る可能性が高いということでご指摘をいただいたのですが、最近の様子を見る限りではまだその兆候は難しい状況かなと認識しております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） それでは、いつごろニホンギのそばに来て確認をしたのですか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 先週のうちに1度見させてもらっております。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） それでは、万が一あそこが枯れていたと、そういう場合につきましては、その後の中で、どんなふうな処理というのか、どのようなことが今後考えられますか。その辺をお願いします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 今後の対応ということになるかと思えますけれども、もうしばらく様子を見て、残念ながらもしそれでも芽が吹いてこないということであれば、対応としましては、倒れる危険性等も今後考えられますので、地元の方等と十分お話をする中で、伐採等も含めて相談しながら判断をしていきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） では、枯れた場合につきましては、地元の方と相談をして、平らにしてしまって、さら地にして、その後は関係ありませんと、そういうふうな解釈でよろしいですか。例えばいや、では平らにして、それなりの木をあそこに植え、ニホンギとはほど遠いですが、木を植えてまた何らかの形にしたいと、そのようなお考えありますか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） あくまでも地元の方と相談をするということは、今後議員がおっし

やったようなことも含めまして考えていきたいということです。当然あそこの管理は、地元の方の協力も得ませんとできませんので、その辺も含めてご相談をさせていただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） それでは、ぜひこの件につきましては、前向きというか、ひとつスピーディーによろしくお願いします。

それでは、先ほどの話があったとおり、町文化財、それから天然記念物等の町の中で町指定、さらには県指定、さらには国の指定のものが幾つかずつあるかないか。まずは天然記念物の関係につきまして、それからその後、文化財、例えば文化財につきましても、先ほど話があった西丘神社の火事になったところの三角の鏡石とか、それから雷電様の中にもいろいろあるわけですね。それから興福寺の中にももう何百年という伝統ある、そういった置き物というのか、そういうもの、いろんなものがあるかと思えますけれども、お寺、神社にもありますけれども、教育委員会としての見解の中で、把握できる面があれば、その辺ひとつお答えいただけますか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 現在板倉町の教育委員会で文化財ということで管轄しているものは、まず初めに、今回ニホンギのお話が出ましたので、天然記念物ということでいいますと、10件ほどございます。その中に巨木が2本入っておりまして、今回のニホンギが1本、それと頼母子のシダレザクラが入っております。それと、そのほかの文化財ということで申しますと、46件いろんなものがございます。また、国や県の重要文化財的なものということでは、6件がただいま指定をさせていただいている内容でございます。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） それでは、町の中ですけれども、先ほどのこだわりながらニホンギという話を私は話しているのですけれども、先ほど話があったように、ニホンギを含めた2件、今後教育委員会指定の天然記念物の候補地というか、候補がもしあるようでしたら、場所というのか、選定するものがあれば。なければなくて結構ですけれども、ご答弁してください。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 現在のところは候補地として考えているところはございません。もしあれば、文化財調査委員等の審査、そして教育委員会の中の審査ということで考えていくことにはなろうかと思えます。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 今、文化財の調査委員というお話がありましたけれども、予算を見ますと6万5,000円ぐらいの予算があるわけですけれども、その文化財の調査委員という方は、年に何回ぐらい会議とか、例えば現場をどこか見に行くとか、そういう方法の調査委員なのか、どの辺の関係の調査委員なのか、わかる範囲でひとつお願いします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 文化財調査委員は、全部で5人ほどお願いしております。その中で無形文化財であるとか、そういう重要なものにつきまして意見等を求めるということで、これは確定ではなく毎回あるわけではないのですが、年に大体5回程度をやっております。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） それでは、文化財の保存事業の関係の補助金が去年は六十何万ちょっとぐらいですか、失礼しました。去年が七十何万幾らで、今年60万幾らか何かちょっと計上されているわけですけども、その辺の予算づけのほかで、使い方はどんなふうに。わかればお願いします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 文化財保存活動ということでお願いしているのは、町の指定文化財とか、民俗関係の管理者、管理をお願いしているということでございます。金額的には内容等によりまして幾らか違うのですが、大体1万円から3万円程度で50件程度の委託をしております。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） そうすると年に1度ぐらいは調査委員の方が50件ぐらいを回ってチェックというのか、そういうのはしていないのですか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 文化財調査委員の方はそちらとは直接は関係ございません。今言った文化財に関しましては、広域で文化財パトロールということでお願いする方がおりまして、そちらの方に年に1回か2回程度になりますが、回っていただいている現状です。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） では、パトロールの方も無償ではなく、それなりのお手当がついてお願いしているわけですか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） パトロール委員の方につきましては、町で直接雇っている方ではございません。県等広域でお願いしているということになっているかと思えます。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） それでは、教育委員会が委託しているわけですか。お願いはしないとわからないわけですよ。パトロールの方も、こちらからお願いはしないと。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 邑楽館林の中を定期的に巡回している方と聞いております。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） それでは、板倉町のそういう方はいないのですね。板倉町に関係する方は、県であっても、そういう方はいないのですね。免許証持っているとか何とか、どういうその詳細云々というのはな

いのですね。

はい、わかりました。では、ひとつ先ほどのニホンギを含め前向きにひとつお願いしたいと思います。

次に、板倉町における国の重要文化的景観に、さらには水郷公園について、ひとつお願い申し上げます。先般、前にも荒井議員さんがこの件についてそれなりにお話があったと思います、一般質問の中で。国の重要文化的景観という。今、さりげなくではなくて、板倉町、さらには遊水地を含め板倉町が違った形で注目を浴びているわけでございます。その辺の中でひとつごらんになったか、ならないかはわかりませんが、幾つか質問したいと思いますけれども、まずは国の重要文化的景観についての予算、その辺国のほうからは補助金がどのくらいついているか、その辺をもしわかればお願いしたいと思うのですが、よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 予算ということは、24年度の中でということで。

○7番（黒野一郎君） ああ、結構ですよ。

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） よろしいですか。

○7番（黒野一郎君） はい。

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 国からの補助金ということでいいますと、水塚の修景にかかわるものが半額ということで、約ですが、90万円程度入っております。そのほかは町のほうの事業としては入っておりませんが、水場の風景を守る会のほうに補助金として今年度100万円ちょっとのものが入っております。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） そうしますと、24年度を関係しますと、200万円弱ぐらいはそういう重要な景観について、補助金なり、予算がついているわけですよ。

それで、その予算が200万円弱ついている中で、私もこの前、谷田川から下ってきたのですが、上毛新聞を見た方もいると思います。またさらには、板倉へ住んでいる方はわかるかと思いますが、通り前橋、谷田川の東の海老瀬のほうですか、古い木の橋みたいですが、あれもやはり国の重要文化的景観の中の水場のひとつだと思っております。残念ながら杭が打ってあって、通行どめになっているのです。聞くところによると、観光客と言うよりもカメラマンというのか、そういう方々が時々というのか、結構あそこで写真を撮っているという。私も見てきたら、杭が打ってあって危険ですので通行どめという、両側にあるのですが、そうしますと今うたっているそういった重要景観の中ですばらしいなと思っても、あそこに立て札が立ってあって、杭があったのでは、イメージが悪いかなと思うのですが、その辺をひとつご答弁がいただければ。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） ご質問の谷田川河川敷内のあの通り前橋の関係だと思っております。この橋につきましては、延長が30メートル弱の延長で、幅員が1.5でありまして、これは町道ということで現在管理しています。これまで橋路点検を行ってきまして、危険だということと、それから現在橋脚が傾いて、橋台、橋脚、それから上の桁の部分も傾いております、非常に危険だということから、地元の両岸の

海老瀬の区長さん、あるいは下五箇地内の区長さん、関係の方の意見を聞いて理解をいただきましたので、今回通行どめとしているということでありまして、点検した結果も非常に危険だということでありまして、建設課としますと、それ以上に大きな橋がありますので、そちらの橋を優先的に整備していきたいという考え方があります。今時点、すぐに改修するというのではなくて、今回通行どめということで措置させていただいたところでございます。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 私が言っているのは、先ほど来から八間樋橋という橋がありますけれども、それはそれとして、それは通行するわけですから、しかしながら、国の重要文化的景観、全体的に考えれば、やはり群馬県以外の方々があそこへ来て写真を撮りながら、「いい光景ですね」、そういったこともやっぱり町としては考えなければいけないのではないのかなと私は思うのです。

それは危険性、私は見てきたのですけれども、下のアングル、鉄骨ですね。下が鉄骨。上側に木の丸太というのですか、その足があるから、そんなにはと思ったのですけれども、それはプロの方が見てきて、そう判断したのでしょうかけれども、私が見ると、修理すれば、例えば逆に今度山のほうへ行くと、ロープでこういうふうに危険であるような、そういった形にする、もっと見ばえというのか、いいかなと思うのですけれども、その辺のところはいかなるものなのでしょうか。予算が来ていて、では水場の関係とか、そういったことばかりへつぎ込むのではなくて、何とか若干の予算がつけられて、修理は可能なのか、そういうことも大事ではないのかなと思うのです。

先ほどの課長話したのは、それは人間が通る、車が通る、そういったかと思うのですけれども、見ばえを「ああ、いいなあ」、そういったことを考えている中での橋、通り前橋と思うのですけれども、その辺はいかがですかね。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 黒野議員がおっしゃっていることはわかる部分がございます。要するに通行できるかできないかは別としても、しっかりとある意味では文化的な価値を尊重して残すべきではないかという質問かとも、そういう受けとめでいいですか。

○7番（黒野一郎君） そうです。

○町長（栗原 実君） それにつきまして、とりあえずの措置として、あの下のコンクリートの橋脚になっているけれども、それが非常に傾いているという町道橋として利用する場合の危険性から、暫定的に通行どめをしているということもあるわけですが、その文化財的位置づけでどうしていくかということについては、これから真剣に詰めなくてはならない時期が来るだろうと。ただ、土台から全部、極端に言うところ作り直すという全く新しい橋になってしまいますし、どこに文化的景観があるのだということになってしまえば、そういった意味での難しさも考えながら、じっくり、一定の期間で検討していきたいと考えます。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） できれば、この通り前橋の景観を含めて前向きにご理解いただければと思います。そういったことで、上毛にこういう写真が載っているわけですから。

それから、最近多いのですね、板倉町がこういうふうに載るのが、いろいろ。ですから、やはり注目を浴

びてくるだろうし、何年か前にもこういうふうに写真がきれいにこうできているわけですから、これを見て、たるきでストップかけられたのでは、ちょっと感じが変わってくるかと思しますので、ましてや、おとといかな、中央公民館で水場の関係で講師を呼んで、30名の方が、遠くは京都からもお見えになったようですけども、その辺少しずつ注目されて来ているわけですので、予算がそれだけ来ているということになれば、できれば予算の範囲内でも結構ですから、生きた金を使っていただいて、より多く板倉町のPRが大事ではないのかなと思しますので、さらにご理解いただいて、お願い申し上げます。

先ほどの水郷公園、これも当然その中の一つとして入ると思います。見ますと、今年の予算づけの中で水郷公園、進入路関係で700万幾らですか、予算がつく予定になっておりますけれども、まだ決定はしておりませんが、その辺の状況、私前にも水郷公園の云々についての周りの環境とか、そういうものいかがですかと話を栗原町長にご理解いただきながら、少しずつ変わってきているかと思っておりますけれども、さらにこれだけの予算をつけていただく予定になっておりますので、その辺進捗状況わかればお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 重要文化的景観の中の一つの要素としての水郷公園ということで答弁させていただきます。

水郷公園につきましては、大きなものとしては、揚舟ですね。春と秋の揚舟ということで利用させていただいておりますし、揚舟のルートの中に谷田川の「ヤナギ山」という、これは景観の中の重要な構成要素の一つであります「ヤナギ山」をめぐる、親しんでもらうという役割もしております。

景観のPRにつきましては、船頭さんに舟をこぎながら、その中で「ヤナギ山」がこういうものだとかというふうなお話をさせてもらうことと、発着場にパンフレット、チラシ等を置いて、重要文化的景観をPRするというようなことで行っております。

ただ、水郷公園は、もちろん揚舟だけではございませんで、釣りをするお客さんがかなりいると。揚舟は今年はちょっと減ってきてまして、約1,000人ぐらいのお客さんですが、釣りのお客さんにつきましては、日釣りだと、年間、昨年2,300人ぐらいですか、年釣りだと400人ぐらいの券を販売しております。釣り客は相当多いという中であります。しかしながら、水郷公園は釣りのお客さんだけではないというようなことも当然あるわけで、そういう意味で昨年はアジサイを植えて、釣り客だけでなく、一般のお客さんにも立ち寄ってもらって親しんでもらいたいというような方法しております。

先ほど議員さんがおっしゃられた25年度の関係であります。そういう出入りの中で、その通路について長年補修しておるのですが、やはり釣り客の関係だとか、この出入りで、非常にでこぼこになってしまっていて、通りが悪いという中で、補修、単純に砂利を埋める補修だけでは、繰り返し繰り返し継続的にまた費用がかかってしまうということで、今回全てというわけではありませんが、手前の駐車場から揚舟の発着の付近まで、舗装しまして、そういう意味では、気持ちよく入っていただいて利用いただきたいということで、計画しているものでございます。そういう意味で、水郷公園につきましては、当然揚舟と、それから釣り、それ以外に景観を楽しみに来ていただけるお客様を目標に整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいまは揚舟を推進するということの延長線上で、進入路が非常に傷んでいるということで、他県から、あるいは遠方から来るお客様に対して、板倉の恥を見せるようなものでもあるということで、一定の予算の範囲内でとりあえず舗装せよということで、その予算づけが700万円であります。

一方、黒野議員さんはきのう、おとといですか、板倉学、その講座、出ていただいたかどうかわかりませんが、講座の講師になっている先生からの報告書が上がってきております。「ヤナギ山」の滅亡を心配する声がございます。それは私は50歳のときに議員をやったものですから、その時点で指摘をしたのですが、揚舟を運航することによって、下の八間樋という、昔の、今の八間樋という橋のことを指しますが、それより上手に遺跡がございまして、そこへ堰を上げることによって水位を上げて揚舟の運航を春先約1カ月早く、秋口約3カ月遅く、水位を上げて揚舟が成り立っているわけですね。期間を縮めればもっと短くても済むのですが、どうもその当時私が指摘したのもその点を指摘したのですが、私もあの中に2反ほど自分の所有地も柳山持っておりまして、一番南北に横断する東側が私の土地なのです。柳山、ということも含め心配したのですが、まだ断定はされませんが、柳ですから、いわゆる水中植物に近いと思っただけで、揚舟ツアーの計画だったろうと思いますが、今土手の上を北側からでも南側からでも散歩していただくときめんに、ほとんど皆途中から枝が枯れ、要するに生態系が全く狂ってきているということも含め非常に心配しております。近々揚舟をどうするか。結論づけがはっきりすればその調査をせよということで指令を出していますが、国から重要文化的景観の指定をこちらから申請し、認定され、その結果、10年もたたずに柳山が終えたということになれば、それは果たしてどちらを選択するのかは、町民も含め大変な判断になると思います。また例えば館林の城沼の一部が周りを擁壁で囲ってしまったがために、その地点よりもその後は湛水化したと。それによって柳山が衰退している。逆に、羽衣会館のあそこら辺、これは逆に言うと湿地がやや乾燥化したことによって柳山が復活をしているということも含め、その揚舟と私が心配したことがやや因果関係があるような感じもしますので、一挙に長い歴史を、民俗研究会さんが端的に考えて始めた事業だと思っておりますが、歴史を一番大事にする人がそういったことで自然のサイクルを変えてよろしいのかという、4カ月以上多分水位の中へ根っこが沈むという大きな変化が起こるのでありますよ。何も影響がなければよいがということで、こんなことはまだ見てみなければわからないなんていうので、当時一蹴されましたが、そういうことも含め、新聞などにもそういった何かの影響かということで出ておりますが、これらも含めて慎重に対処しながら、もしかすると二者択一を迫られるかもしれないし、それに対する、講師さんが言うのはしようがないから、挿し木をどんどん広げなさいと。既に相当の広場がもう腰状態のところもありますので、私は自分の小さいときから自分の土地で、カヤ場で、なおかつ柳を薪として使っていた時代から、幼少のころから自分の土地ですから入っておりますが、惨たんたる状況でございます。単に観光だとか、そういうものに片や目が移ったがためにとまでは、まだ断定できませんが、十分いろんな角度から点検し、事によれば重大な決断をする必要があるだろうという可能性も含めて、この機会ですからお話させていただいております。まだ因果関係がはっきりしたわけではないのですが、その講師の先生なども、もしかしたらその関係が大きいのかなという報告書も私のところへ上がっておるところでございます。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 町長が昔のいろんな経過をお話しましたがけれども、昔の流れで、時代の流れでいろ

いろと流れてきたわけでございますので、やはり首長として、板倉町が国に申請して重要文化的景観をいただいたわけでございますので、お互いみんながいい方向に町が行くには努力しながら、その景観を維持していくのがいいかなと思いますけれども、どうしてもこれはやむを得ずだめなものはお返しすることもあり得ると思いますけれども、まだまだ一生懸命我々もみんなが努力しながら、町がよくなるためには汗を流してやっていくかと思っておりますので、その辺栗原町長にご理解いただいて、前向きにお願い申し上げます。

この件につきましてもう一点、高瀬舟ですけれども、私もこの前文化資料館のぞいたら、あれっこれでは寂しいなって、聞いたら何か月40人ぐらいしか来ていないとかって話を聞いたのですけれども、検討の中に入っているこれができれば、表へ出てきてお金もかかるでしょうけれども、やったほうが、いいのではないかなと思うのですけれども、そこへ寝かしているだけでは、どうですか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 全く同感でございまして、議員さんも季楽里へ訪ねていただいたことがあるのでしょうか。

「はい」と言う人あり]

○町長（栗原 実君） そういう意味で、テントの中、ハウスの中へしまっ放しで、せっかくの貴重な国の補助金をいただいて当時つくられたもので、小屋の中へしまっ放しでいかなものかということも含め、季楽里に飾ってもなれてしまったから果たしてどうかとは思いますが、人の目に触れることがやはりそういった存在価値も含め、過去の経緯も含め、一番目的になるのかなということと、季楽里の中心部にこれを飾ってみた一定の期間ですね、やはり見てもらうということから、去年の季楽里のオープンに合わせて高瀬舟を移動して展示してございます。ただし、残念なことに高さが不十分で、帆が立てられればいいのですが、立てられない状況でもありまして、いずれにしても、しまっ放しよりはということで、ただそれを踏まえて火をつけられてはどうかとか、あるいはまるっきり乾燥の中へ置くわけですから、舟にゆがみが出てはどうかとか、いろんなご批判もあるようでありますが、せっかくのお宝を、宝というかそういったものをまるっきりしまっ放しで、運行するにも非常に難しさもだんだん規制も厳しくなっているということも含め、見ていただくこととして展示してございますので、ご存じだと思いますが、そういう方向性で見ております。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 時間も走っておりますので、次へお願い申し上げます。

3番の町の土地とは、これは新センター地のことでございますので、資源化センターの今後についてということで、先般も昨日の朝町長からいろいろと方針等々がございましたけれども、今ごみの関係、燃えるごみは館林、リサイクルは板倉、そして最後の捨て場は明和町と、そういったことの中で資源化センターが、この前の話だと東側の新センター地の角に移ると、そういった話でございまして。その資源化センター内の建物を改めて壊すのではなく、利用価値があるだろうと、そういったことで体育館というような言葉も出ましたけれども、その辺の具体性が何かあれば、そのメリットの中で中を改善、修理して、億単位以上かかるとも思いますけれども、それがいいのか、さらにはご理解いただいて、将来総合体育館ということもあるでしょうけれども、その間それがいいだろうというような栗原町長のお話なのか、その辺ひとつわかる範囲でご答弁いただければと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今の関係につきましては所信表明の一部で触れさせていただきまして、述べたとおり29年度稼働時にはあそこにある全ての施設を解体することが約束になっております、私が就任する前から。ということで、ただそれにおおむねどのくらいかかるのだろうということ、これも大ざっぱな話でどの程度の正確な見積もりかわかりませんが、1億円程度を見込んでいるという話でございました。したがって、しかも加えてあその施設を中へ入ったり外から見たりしますと、あるいは事務所的な役割を持っている研修施設もある手前の施設も含め、これを有効活用できないかということも含めて考えたときに、ひらめきではございません。板中の体育館ぐらいのものが1つと、小学校の体育館ぐらいのものが、またこれは組み合わせの仕方ですが、1つ2つ入るぐらいの大きさでありまして、ただそれに対しては素人判断ですから、しかもその建物が昨日述べましたように、現在29年度までたっても約19年ということですね。したがって、鉄筋コンクリート建てのいわゆる税法上の耐用年数50年から比較すると、30年ぐらい使えるものを、中の機械を出せば使えるのかなとかいろいろ考えまして、それらに対する素人判断ではだめですからということでプロを入れ、柱がどこにあるかも含め、設計図も見ておりますが、現状の。そんなに柱の数もないようでありまして、例えば補強したり、あるいは中の機械を出すのにどのくらいかかるかとか、全体を上からガラガラ壊してしまったほうが多分安上がりで、それで1億円ぐらいを見込むということですから、中の機械が例えば5,000万円で出るのか6,000万円で出るのかも含め、いろいろいわゆる費用対効果も考えながら、我が町については、青木議員さんなどは、お金がこの町はあるからどんどん使えと言いますが、いずれにしても、庁舎をつくり、あるいはその後、昨日申し上げましたように幾つかの、それは分担金、負担金ですから、わずかでもありますが、今よりそれが支出になることは事実ですから、そういうことで、もしかして屋内体育館、あるいは総合運動場が夢で終わってしまう可能性も私はあるかもしれないという極論までを考えたときに、多少のプラス、例えば1億円かけずに5,000万円で中がきれいに片づいて、その後何億円かけて内装をしっかり体育館風につくり上げれば、しかも耐震は合格しているわけですから、そうすれば届かないことではないという、そういう計画です。そういったものの可能性を、間が悪いと200万円の調査費を捨てることにもなります。でもそのくらいの価値はあるだろうということと、それをできればこちらの事務室も含めた研修室、あるいはトイレも含め、全部この間も浄化槽まで入れ直して対応したわけでありまして、それらが生きると。しかも、北側の鉄くず等も含めた集積場が駐車場にでも可能性もあるし、あるいはほかの施設を建てる気なら建てられるということも含め、東側に移動したという経緯もありまして、そういったもろもろの可能性をとりあえず1つの案としてこういった可能性があれば、今の空き地については、総合運動場として一番西側に体育的屋内施設があり、東側に運動場なりトラックなり野球場なり、必要なものをつくれば、そこはそれなりに生きていくのかなと。基本的には公共用地を主として、そのほかに転用が、極端に言うと売ることも難しい中で、農業関係とかいろいろ幾つかの施設は可能かもしれませんが、とりあえず町民の皆さんの長い要望の中の大きなものについての可能性を模索するというので、200万円の調査費を予算としてつけたところでございます。したがって、まだその結果を見なければ海のものとも山のものともわからないという状況が事実であります。しかも、それに採算性を加えますからということでございます。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 再度の確認でございますけれども、リサイクル稼働が始まる前に、当然今言った調査費含めた見積もりとか、そういったものはいつごろまでにあれですか、概略で結構です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） とりあえずその調査結果が25年度中には間違いなく出ると思いまして、それいかによってそういう方向性に行くという結論が出て、ただそれからどういうふうに予算措置をしていくかということは別問題ですけれども、可能になるかどうかも含め、今年中に計画としてしっかり立てるような筋道になるのか、あるいは1億円かけてしまって全部更地にしてしまったほうがいいのかという結果が出るか、それは今年度中に判断が出ると思います。またそのときには、もちろん経過も含め一々議会にもご報告をしたいというふうに思っております。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） この件の最後の確認で、ちょっと予算書の細かいところまだ見ていないのですけれども、200万円は入っている、ついているのですね。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） ただいまのご質問のお答えですが、来年度当初予算の中では、いわゆる公有財産の管理の一環ということで調査しますので、総務費で予算計上しております。町長が200万円と申し上げましたけれども、120万円の計上だったと思います。

○7番（黒野一郎君） 120万円ですね。もし若干欠けるようでしたら町長に言ってプラスしてもらって、補正で大丈夫ですから、お願いしますよ。

○企画財政課長（中里重義君） よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） では次へ、時間が余りなくなりましたので、次へお願い申し上げます。

次の課題は、館林消防組合本部建設予定の今後についてでございますけれども、消防等々につきましては、栗原町長につきましてもいろいろとご理解いただきながら、私と副議長の小森谷消防議員さんとともに、2人で消防本部のほうに行っております。しかし、そんな中で、栗原町長も若いころ第1分団の分団長として活躍してきた流れ等々があると思います。そしてまた、消防業務につきましては、ご理解していると思いませんけれども、その辺を含めながら私の質問のご答弁をお願い申し上げます。

館林消防組合につきましては、2年前に各署が分署になって立ち上げながら、消防署に変わらして、板倉消防署、明和町消防署、千代田町消防署、邑楽消防署、さらには西、北分署等、本部を中心に活動しているわけでございます。消防署員も24時間勤務で頑張っているわけでございますけれども、しかしながら消防署員は、20名ぐらいが足りないような私の調査でございます。その中で先ほど話があった部から署にかわった各署も、建物は昭和46年ぐらい前後につくられた各昔の分署でございます。そんな中で、板倉消防署は平成21年度、明和消防署は平成19年、千代田消防署は22年、邑楽消防署は平成20年等に改めた新しい消防署をつくられました。しかし、残念ながら館林消防本部につきましては、昭和49年に完成し、現在に至っているわけでございます。そして、この前の東日本大震災等々から、耐震につきましても、一昨日町長から方針の

中で、本部も耐震の関係で改修か改善か改築かと、そういった言葉がございました。当然2年前から伊勢崎が新しい本部をつくりましたけれども、館林消防署本部行きますと、本当にこの庁舎より大変だなと思う感じですか。壁は落ちる、いろんなものが厳しい状況でございます。そんな今騒がれている中で、館林本部もどこかに新しい場所を見つけて移転かなと。いや現在の消防本部をその場でつくり上げるかな、そういった声も出ているわけでございますけれども、副管理者として消防業務の中で、機能が発揮しないとなかなか予防消防、安全、安心は難しいかと思えますけれども、その辺今の現状の栗原町長のご答弁がございましたらよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 館林消防署は、そういうことで49年から使用しているという話も伺っておりますし、比較をすると、我が町の庁舎よりも10年以上後に建っているという比較もできようかと思えます。ただ黒野議員さんがおっしゃったように、既に当時の支所的な各町にある現在の分署、消防署、板倉消防署も全て耐震も含めた建て替えが済んでおるということで、本部の館林消防署も含めた館林市、あるいは館林消防本部の考え方は、周りを全部やったのだから、今度は私どもの番だよということになってきていると思っております。

したがって、建て替えあるいは改修するのか耐震を踏まえてするのか、まだ現在のところはわかってはおりませんが、建て替えをするような方向性で考えているようでありまして、それ以上のことは、まだ副管理者としても黒野議員さん、小森谷議員さん消防議員さんでございますので、全く同じ認識と。ついこの間、建て替えるとすればこの場所が適当かと思うのですがという私案が突然出てまいりまして、その場所については、いわゆる各町の首長、副管理者ですね、こんな大事な案を突然出して、これが館林の原案かと。館林の言いなりかというような新しい場所移転になりますと、板倉町の庁舎の移転もそうですが、場所の特定で遠くなる、近くなるがどうしても出ますから、特にそれが消防署については、1分圏、3分圏、あるいは10分圏で、時によれば生死がはかりにかけられる状況でもございますので、その同じ協議をするにも手順の仕方にいささか問題があるだろうということで、私自身は新築するということについては、反対はしておりませんが、もう少し丁寧に論議を起すべきであるということでの進言はしております。

したがって、最終的には消防本部が決めることですが、一般論として現地の場所については、館林の市有地だそうでございますので、板倉町の役場は、ここは役場の持ち物と借地もありますからですが、そういう問題はないようでございます。だから、万が一の場合は、敷地が狭いのであれば上の場所がよいという論理も成り立つけれどもとか、いろんな形は腹案として幾つか多分用意されてくるのではないかという感じはします。それは、現場を動かさない、今は全部それで合意しているわけですから、場所の決定が一番難しいですね。板倉に近寄れば呂楽、千代田が遠くなってしまう、必ず北へ寄れば明和が遠くなってしまうという問題があり、なおかつ円を引いてコンパスの中心点につくれるかという問題になれば、それもできないはずでありますし、新しい場所に新しい土地を求めるとするのは、板倉町の庁舎の場合とまた違って、先ほど言った一番みんなが合意できる点と場所になるとすると、そこはもしかしたら館林の最も中心街になってしまうかもしれません。ということも含め、ある程度の案をたたいた上で妥協していくという形の中で、やはり安全、安心の拠点となるわけですから、本部の改築も視野に入っていくだろうと考えておりまして、その点につい

ては積極的に当町としての考え方も述べながら、対応していきたいと思っております。

なお、邑楽郡の首長の副管理者の中では、館林の消防署の職員については、館林市並みの待遇でございます。邑楽郡部の給与表とは違って、非常にある意味では幾分か対応が高いということで、そういうことについても、いささかの郡部の同じ仕事をしている役場の職員と比較して、もちろん手当の数は多いのですが、基本給が高いということはいかなるものかとか、あるいは消防車の更新、あるいは救急車の更新も、こちらで20年と買って買い替えを認めたものを東北に送って、東北で使わせてあげたいということであれば、もう少し使えるのではないかと、やはり総合的な管理の面から言えるのは、安全、安心と言われると非常に辛いと。だから、結構消防署には配慮した形で財政運営をさせているというのは、館林の市長以下我々も同じ考え方でございまして、そういう意味では、これからもいろんな議論をしながら庁舎の本部の建設にも向かっていくのだらうと思っております。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） それでは、この件につきましては、将来ですけれども、土地の選定いろいろあるでしょうけれども、将来を考えると、新しい建物については前向きということよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○7番（黒野一郎君） わかりました。では、時間もありませんので、次をお願いします。

次と言っても最後なものですから。それでは、板倉町のあしあとと町庁舎の今後についてということについてご理解をお願い申し上げます。板倉町の歩みでございますけれども、この板倉町、昭和30年、北のほうまで行きますと、西谷田村、海老瀬村、大箇野村、そして伊奈良村と、4カ村が一生懸命汗を流した戦後の10年後ぐらいですか、その前はカスリーン台風を含めながら、厳しい板倉町の中でしたけれども、先人の方々がご努力しながら30年に合併をしました。それが板倉町になったわけでございますけれども、そんな中で、その後3年後には、昭和33年にこの庁舎ができたかと思えます。そういう中で、もう少しでこの板倉町も60年を迎えようとしているわけです。来年は館林市が施行60年、その1年追いかけて2年後、平成27年、板倉町が60年でございますけれども、50年のときにはささやかな式典を催したような感じでございますけれども、平成17年ですか、平成27年2月1日が60年を迎える我が町でございます。その辺の中で、この庁舎は別にしましても、合併を含めた60年、栗原町長2期目になられて、2期目の半ばで60年でございます。恐らくは、式典とかまたはいろいろともう一、二年は目の前でございます。その辺のノウハウの中でそれなりのお考えが、こんなことがいいとか、こんなようにしたほうがいいとか、または地域で60年の集いを地域でやってもらうとか、当然60年式典はやるでしょうけれども、その辺の細かくでなくて結構ですから、何か腹案があればお考えをお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） ご指摘のとおり、平成17年に50周年記念ということでやられた経緯を承知しております。私が就任して間もなく当時の総務課長である、今の議会事務局長の小野田総務課長から助言をいただきまして、55周年記念を今まで5年刻みでやってきたけれどもどうしますかと。できればやったほうがよろしいとは思っておりますけれどもということの問いかけもございました。私は、板倉町の緊急時を唱えて出場したいわゆるランナーでございますので、厳しいときにあえて5年刻みで式典を、祝賀をやらなくてもいいの

ではないかという私の考え方を強く押して、もしかするとそのための弊害もあったかもしれません。しかも5年のときは、55年とかという50年、60年というときは大きな式典、その5年の中間の式典は、どちらかというと比較すると質素な式典ということも、そのアドバイスの中にもありましたものですから、計画をしようかどうかということも考えながら、ただいま申し上げましたように、55周年を承知をして省いた経緯がございます。

そういう流れの中で、おととも加須市の合併3周年の記念式典があり、呼ばれまして、そういった他町の、あるいは栃木市の合併の式典にも呼ばれ、大泉、千代田町の35周年記念とかいろいろなそういった式典に呼ばれるとき、大きく期間を離すわけにもいかないし、またその間、例えば式典というのは単に式典を持つだけでなく、ご労苦をいただいた皆様への感謝の意も表しなくてはならないとか、いろんなことを考えますときに、60周年は計画したいという考え方でおります。

具体的な内容についてはまだということと、もうすぐだという考え方はありますが、まだ今の時点では踏み込んでいないわけではありますが、庁舎建設の方向性でもしっかりすれば、やはり60周年はできればやりたいという、できればではなく、やるつもりでおりまして、庁舎の落成等々も含めて、そこら辺に多少前後してもできることが一番合理的なのかなという感じもいたしますが、そういった理想論は別として、また細かい状況分析をしながら、やはりやるべきときにはやるということで、60周年の記念式典等も含めたものは計画していきたいと。いろいろ50周年のときのことを参考にし、また時代も流れておりますので、近隣の式典ももちろん参考にし、我が町独自の何かすばらしいものでもあればということも含め、慎重に議員皆様の考え方も聞きながら、対処していくべきかなと思っておりますので、そういった時点には、そんなに遠くない時期に、計画するようになりますので、ご指導もいただければと思っております。

そういうことです。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君に申し上げます。

間もなく通告時間となりますので、まとめてください。

○7番（黒野一郎君） あと2分ぐらいでございますけれども、答弁は短く、もう5時過ぎてしまうと怒られてしまうものですから。

最後に、実はこの庁舎、先ほども青木議員さん話しながら、中央公民館付近ということで、私がこれから申すのは、この役場が向こうへ移転する可能性がございますけれども、答申入って。この役場が移動した場合、ただしこの土地の借りているところを返したという前提のもとに、将来この空き地、駐車場とか雷電様のほうの環境を含めた駐車場とか公園とか、そういったもし将来的な、簡単に結構ですから、構想というのか、お考えがございましたらお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

ご承知のとおり、この現庁舎は昭和33年の竣工でございまして、先ほどからも出ておりますとおり、もう54年を経過するというご様子でございますので、耐震性の不足等、それから当然老朽化もご承知のとおり進んでいるというご様子でございますから、新庁舎が完成しました暁には、当然解体撤去することになるかと考え

ております。

それと、あわせまして敷地の関係でございますが、この本庁舎、それから第2庁舎全体の敷地面積が現在8,900平米余でございます。そのうち借地が6,700平米余でございます、4分の3強が借地でございます。町有地として所在します土地が、この本庁舎の敷地の中に約2,200平米ございます。借地につきましては、解体撤去が完了した時点では、速やかに地権者にお返ししたいと。残る土地につきましては、おっしゃるとおりいろいろ検討しながら活用を図っていきたいとは思っておりますが、場合によると売却ということも考慮していかなければならないかなと考えております。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 以上で終わります。大変ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で黒野一郎君の一般質問が終了しました。

本日の一般質問の全部が終了しました。

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 明日の13日は休会とし、14日は総務文教福祉常任委員会を、15日には産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

16日と17日は休会とし、18日は総務文教福祉常任委員会を、19日は産業建設生活常任委員会を開催し、平成25年度各会計予算の事務調査を行います。20日は休会とし、21日の最終日は午前9時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 4時56分）